

次期「三重県教育施策大綱」中間案に対するご意見と県の対応、考え方

別冊2-2

- 対応区分 ① 反映する 中間案(修正版)に意見や提案内容を反映させていただくもの。
 ② 反映済 意見や提案内容が既に反映されているもの。
 ③ 参考にする 中間案(修正版)や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。
 ④ 反映または参考にさせていただくことが難しい
 ・県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。
 ・事業主体が県以外のもの。
 ・法令などで規定されており、県として実施できないもの。
 ⑤ その他(①～④に該当しないもの)

いただいたご意見等の取扱い

- ・本意見募集と関連のないご意見等が提出された場合は、そのご意見については公表していません。
- ・ご意見を公表することで、個人または法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある場合は、その全部又は一部を削除しています。
- ・ご意見の中に誹謗・中傷等及び差別的あるいは差別を助長するおそれのある表現が含まれる場合は、置き換え、言い換え等の加筆、修正や削除を行っています。
- ・類似のご意見等が提出された場合は、適宜整理のうえ、まとめて公表しています。

意見番号	該当箇所		中間案に対するご意見概要	対応区分	ご意見概要に対する考え方
	該当箇所	ページ			
1	全般		三重県教育施策大綱は三重の教育の基本的な方針や教育施策の主な内容について示すものであり、全体を貫く視点として、SDGsとともにインクルージョンの視点が必要である。また、各教育施策のなかの「主な取組内容」については、細かい手立てについての記述が多いが、子どもや地域の実態に応じて、学校・家庭・地域それぞれの自主性・自律性が担保されたしきみづくりを支援する視点での施策とすべきである。	③	SDGsとともにインクルージョンは重要な視点と認識しており、次期「三重県教育施策大綱」中間案においても、「2 教育を取り巻く社会情勢の変化」として示し、「3 三重の教育における基本方針」のP6の「見据える社会の姿と教育の役割」において、その視点も含めた記述としているほか、例えばP8～9の基本方針(3)や(5)においてもその視点を取り入れています。今後も教育施策の取組の立案・実施に際して、SDGsやインクルージョンの視点を更に意識して、広範囲にわたる取組により、教育施策全体への波及を図りたいと考えています。 学校等の自主性・自立性の担保については、例えば、P38の「県と市町との役割分担」の「県の役割」のところに、「教育施策を進めるにあたり、市町との意見交換、情報交換を密にし、その主体性を尊重するとともに、一層の支援を行います」とありますように、教育の当事者それぞれの自主性・自立性は大変重要なことであると認識しています。一方、取組内容によっては、それぞれの自主性・自立性に委ねるより、連携して一斉に取り組んだ方が成果につながるものもあると考えます。大切なのは常に「子どもたちにとって何が重要か」を価値観の中心に据え、最も適切な対応を選択していくことであり、今後ともそうしたスタンスで社会総がかりでの教育に取り組んでいきます。

意見番号	該当箇所		中間案に対するご意見概要	対応区分	ご意見概要に対する考え方
	該当箇所	ページ			
2	全般		「学校等」と表現がある箇所については、多くの県民がイメージしやすい小学校、中学校、高等学校、特別支援学校だけでなく、幼稚園、認定こども園、保育所も含まれているため、それがわかるような記載または注意書きが必要である。	③	「学校等」については、様々な教育の当事者を含んでおり、各教育施策の主な取組内容によってその含まれている者はそれぞれ異なり、一律に定義づけることは困難ですが、内容により書き分ける必要がある場合など分かりやすい表現で記述しています。 ③ 学びに向かう者一人ひとりの輝く未来のために、教育に携わる全ての者が、皆で支え合い、自分は何をすべきか、何ができるのかを前向きに考え、それぞれの役割を果たしていく社会総がかりでの教育を全力で進めています。
3	全般		教育大綱のなかに、「平和」教育について1つも記載がないのは、なぜでしょうか。 三重県は、「非核平和県宣言」をおこなっており、そのなかで、「なお、この際、領土侵犯、局地戦争、紛争、核物質の不法投棄など、人々の生活を脅かすすべての行為の絶滅を求め、自らもそのために努力することを表明する」となっています。自らの努力とは、教育があつて初めて成立するものだと考えます。 「平和」な社会の実現にむけて子ども自らが主体者となってとりくめるような教育、教育実践が必要です。	③	平和に関する教育は、学習指導要領に基づき、小学校、中学校では社会科や道徳科、総合的な学習の時間、特別活動などで、高等学校では地理歴史科や公民科をはじめとする教科や特別活動などで行われています。 また、沖縄、長崎、広島などへの修学旅行において、事前の調査や現地での語り部からの聞き取りを行ったり、身近にある戦跡を見学して当時の出来事を学んだりするなど、主体的・体験的な活動を取り入れた平和に関する学習も実施しています。 教育施策大綱に直接的な記載はありませんが、大綱の基本方針にある、自立と共生の力を含む「新しい時代を『生き抜いていく力』」は、「平和な社会の実現にむけて子ども自らが主体者となってとりくめるような教育、教育実践」の実現につながるものと考えています。 今後も引き続き、児童生徒一人ひとりが主体的に平和な社会を築く実践力を身に付けることができるよう、市町等教育委員会とも連携して、各学校の支援を行っていきます。
4	全般		学校においての働き方改革を考えるときにどうしても教員に関することが中心になりがちである。しかし、学校は教員をはじめ事務職員や、支援員、栄養補助員、非常勤講師、技術員等様々な職種によって成り立っている。事務職員の業務について考えてみると、給与、旅費、予算関係、学籍事務、調査事務等仕事の範囲は多岐にわたり、かつ近年は業務量の増加により学校現場の事務職員は多忙を極めている。そういう環境下では心に余裕が持ちにくく、やりがいを持って仕事に取り組むのは難しい。勤務時間を改善し、職員一人一人が心に余裕を持ち、やりがいを持って仕事に取り組むことができる働き方改革が必要であると考える。	③	学校における働き方改革の目的は、教職員の業務負担の軽減を図り、日々の生活の質や教職員としての人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、より効果的な教育活動を持続的に行うことです。 今後も、業務の縮減、簡素・効率化や外部人材の活用などにより、教職員の業務負担を軽減し、意欲的に業務に取り組める職場環境づくりを進めていきます。

意 見 番 号	該当箇所		中間案に対するご意見概要	対応区分	ご意見概要に対する考え方
	該当箇所	ページ			
5	全般		三重県教育施策大綱は三重の教育の基本的な方針や教育施策の主な内容を示すものである。文面では、「誰一人取り残さない、みんなが大事にされる」「逆境や葛藤の中で懸命に生きている子どもたちがいる」などと書かれており、厳しい環境の下で懸命に生きている子どもたちへの教育についても力を入れているように書かれている。しかし、全体を通して、伝わってくる印象は、「質の高い教育を受ける」「トップアスリートの育成」などの言葉に象徴されるように、優秀な人材のさらなる育成の視点が強いように感じられる。子どもや地域の実態を把握できるしくみ作りを支援する施策が必要である。	③	<p>教育に携わる全ての者は、子どもたちの輝く未来のため、日々の成長や変化、サインを見逃すことなく、日々最善の努力を注いでいく必要があることから、基本方針(6)で、学校だけでなく、家庭、地域住民、企業などの社会の構成員全てが教育の当事者として、社会総かりで教育に取り組んでいくことを大綱全体を貫く方針として明記しています。</p> <p>③ なお、教育施策「地域との協働と信頼される学校づくり」においても、学校と保護者・地域の方々が、目標やビジョンを共有し、一体となった教育活動を進め、子どもたちの学びと育ちを地域全体で支えることを、基本的な取組方向の中で記述しています。</p> <p>今後とも、基本方針に沿って、社会総がかりで教育に取り組む意識が定着するよう力を尽くしていきます。</p>
6	全般		三重の基本の方針がたくさん書かれているが、これは、文部省からの通達などをつなぎ合わせて、三重県という言葉をちりばめただけになっていないか。また、この方針を実現するためのKPIを設ける必要はないか。取組内容には相当の部署が行うのであろうと思われる事がたくさん書かれていて、それらについてはその部署が計画などを作つて進めていくのであろうが、だからこそ、書かれているだけに終わらせないように基本の部分を三重県知事や担当部局がどのように進めていくのかということのKPIを設けてほしい。	③	<p>「教育施策大綱は、教育等の施策について根本となる方針等を定めるもの」とされている国からの通知をふまえ、三重県教育施策大綱は、三重の教育における基本方針、教育施策の体系と基本的な取組方向などを示しています。</p> <p>詳細な取組内容や数値目標等については、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画(仮称)」のほか、次期「三重県教育ビジョン(仮称)」などの個別計画において設定し、PDCAによる進捗管理を行っていくことを考えています。</p> <p>なお、三重県教育施策大綱の実効性を高める観点から、大綱に基づく取組の主な成果と課題について、毎年度三重県知事と三重県教育委員会で構成する三重県総合教育会議で議論することにより検証を行っています。</p>
7	2 教育を取り巻く社会情勢の変化 (人口減少・少子高齢化の進展と地方創生)	p1	三重県をはじめ、国や地方は、総力をあげて地方創生に取り組んでいるといえないのではないか。 三重県は若年層の県内定着に向けた取組の一層の強化が求められているのは確かだが、三重県の取組は、流出防止に偏り、流入増加の取組が甘いのではないか。三重県に愛着を持たせる取組が、流出防止に繋がるとしているが、7割以上が愛着を持ちながら、流出していく現状を直視した対策が必要ではないか。	③	<p>県では、人口の社会減対策として、「学ぶ」「働く」「暮らす」のライフシーンごとに取組を実施し、人口の県外への流出抑制と県内への流入促進を図ってきたところです。また、地方創生の推進にあたっては、市町をはじめ、さまざまな主体から構成される地方創生会議において現状や課題についての情報共有や意見交換を行い、取組につなげてきたところです。</p> <p>三重県の人口は、依然として転出者が転入者を上回る転出超過の状況にあり、4000人を超える転出超過の約8割を15歳から29歳の若者が占めています。このため、教育施策としては、県内で学び、働き、住み活躍する若者を増加させるために、県内の高等教育機関の一層の魅力向上による県内からの入学者の増加や県内の高等教育機関による卒業後の県内定着に向けた取組が必要と考えています。</p>

意 見 番 号	該当箇所		中間案に対するご意見概要	対応区分	ご意見概要に対する考え方
	該当箇所	ページ			
8	2 教育を取り巻く社会情勢の変化 (人生100年時代の到来)	p1	平均寿命が伸長したのは、生活水準の向上とは無関係なのではないか。また、少子高齢化の進展に伴い、誰もが地域活動の担い手としての役割を担わなければならなくなると言うべきではないか。	④	平均寿命の伸長は、医療体制の充実、医学の進歩、生活水準の向上等によりもたらされたものと考えており、県では、教育施策における取組としては、到来が予測される人生100年時代に向けて、あらゆる世代の誰もが主体的に学ぶことのできる生涯を通じた学習基盤の充実や、その成果を社会に生かし続けることができる環境づくりを進めていきたいと考えています。
9	2 教育を取り巻く社会情勢の変化 (成年年齢の引き下げ)	p1	三重県は子どもたちを、新しい時代の「大人」として扱わず、保護者優先の考え方になっているのではないか。	④	県では、学校、家庭、地域、企業等、高等教育機関、行政など多様な主体それぞれが教育の当事者として役割を果たすことが大切だと考えています。 ④ 成年年齢の引き下げに伴って子どもたちがより早い段階から自由・権利や責任・義務に向き合うこととなる中、社会で自らの役割を果たしていくことができるよう、人と人の関係を大切にしながら様々な課題を解決していく力を育成していきたいと考えています。
10	2 教育を取り巻く社会情勢の変化 (SDGsの実現)	p2	「すべての人々…に質の高い教育を提供し…」という素晴らしい目標が掲げられていますが、先日訪問してきた「四日市朝鮮初中級学校」は財政的な支援が断たれ、校舎も教室の窓枠がさび付いて、照度も暗く、子どもたちの学習環境は酷いものでした。<日本人に提供し>と書かれていない限り、そうした外国にルーツのある子どもたちの教育環境もきちんと国際的な基準に則して改善してほしいと考えます。	⑤	家庭の経済的な事情など生まれ育った環境や障がい・国籍等の理由により将来が左右され、閉ざされるようなことがあってはなりません。誰もが取り残されることなく質の高い教育を受け、自らの能力・可能性を最大限に伸ばすことで、夢や希望を実現し活躍し続けることができるよう、学びの環境を整えていくことが大切です。 なお、私立学校の運営費に対する助成は、子どもたちの教育環境を担保し、健全な学校運営に資することを目的として交付するもので、助成の対象となっている学校であっても、助成の要件に合致していない場合にあっては、助成を行うことができません。

意見番号	該当箇所		中間案に対するご意見概要	対応区分	ご意見概要に対する考え方
	該当箇所	ページ			
11	2 教育を取り巻く社会情勢の変化 (ダイバーシティ社会の実現)	p2	障がい者の社会参加が遅々として進んでいません。法的雇用率の改ざんも記憶に新しいところですが、障がい種で採用の格差もあるように思います。また、採用後のアフターフォローが不充分で離職も問題です。2020年、東京パラリンピックが意識向上の機会ですと謳われていますが、真の施策を整えて、本気で、ダイバーシティ社会への移行を目指してください。	③	県では、障がい者が希望や能力、適性を生かして働き、障がい者と共に働くことが当たり前の社会を実現するため、これまで職業訓練の機会を提供するとともに、ステップアップカフェや「三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク」などの取組を通じて、企業や県民の理解促進に取り組んできたところです。また、精神障がい者の雇用への理解を深めるためのセミナーや職場定着につなげるためのセミナーの開催などを行っています。 引き続き、これらの取組を進めていくとともに、今後は、障がい者が働く可能性を広げる新たな雇用の仕組みやICTなどを活用した多様な働き方の普及に取り組み、障がい者の雇用促進・職場定着をより一層図っていきます。
12	2 教育を取り巻く社会情勢の変化 (グローバル化の進展)	p2~3	年々、外国人幼児数も増え、通訳の先生を必要とする保育園、幼稚園もあり、文化の違いにより基本的生活習慣について丁寧な支援が必要になっていけるため、p3最初の文章の表現を次のとおりとしてはどうか。 「○ また、日本語指導が必要な外国人幼児数、児童生徒数が増加しており…日本での定住や就園、進学を希望する外国人幼児、児童生徒の <u>基本的生活習慣、基礎的な学力の定着や…</u> 」	①	ご意見の趣旨をふまえ、記述を修正します。
13	2 教育を取り巻く社会情勢の変化 (グローバル化の進展)	p2~3	人材獲得競争などグローバル競争が激化するとあるが、対象となるのは一部の人たちだけなのではないか。	④	県では、多様な人材により地域の未来が創られていくと考えており、例えば、地域の活力の源泉である産業人材や農林水産業の担い手、スポーツ人材、文化・芸術人材、人々の暮らしを根幹から支える医療・介護・福祉人材や防災人材等さまざまな人材を育んでいくことが大切と考えています。
14	2 教育を取り巻く社会情勢の変化 (雇用環境の変化)	p3	自らの能力・スキルを発揮する環境づくりの必要性を感じている人は少ないのではないか。	④	県では、多様な人材により地域の未来が創られていくと考えており、例えば、地域の活力の源泉である産業人材や農林水産業の担い手、スポーツ人材、文化・芸術人材、人々の暮らしを根幹から支える医療・介護・福祉人材や防災人材等さまざまな人材を育んでいくことが大切と考えています。 また、そのため、あらゆる世代の誰もが主体的に学ぶことのできる生涯を通じた学習基盤の充実や、その成果を社会に生かし続けることができる環境づくりを進めていきたいと考えています。

意 見 番 号	該当箇所		中間案に対するご意見概要	対 応 区 分	ご意見概要に対する考え方
	該当箇所	ペ ー ジ			
15	2 教育を取り巻く社会情勢の変化 (地域と家庭の状況変化)	p3	子育てについての不安や悩みを他人にぶつけるような事案を聞くが、そういった事案の発生の原因が地域コミュニティの弱体化であるかどうかは疑問である。	④	「教育の原点」である家庭教育については、その役割を十分に果たせ るよう、妊娠・出産・子育て家庭への支援を充実するとともに、全ての子 どもの豊かな育ちを支える地域社会づくりを推進していきたいと考えてい ます。
16	2 教育を取り巻く社会情勢の変化 (子どもの貧困と教育格差)	p3	切れ目のない支援とあるが、実効性のない言葉だけでは無意味になる。 また、高等教育無償化は、三重県の教育施策に影響する社会情勢の変化に あたらないのではないか。	④	県としては、家庭の経済的な事情など生まれ育った環境などの理由に より将来が左右され、閉ざされるようなことがあってはならないと考えて います。これをふまえて、「6 安全で安心な学びの場づくり」において、 「三重県子どもの貧困対策計画」に基づき、市町や関係機関と連携し、 就学の援助、学資の援助、貧困の状況にある子どもの教育に関する支 援を行うなどの取組について記述しています。 なお、令和2年4月から実施される国による高等教育の就学支援制度 は、国全体における制度改革であり、県として、これをしっかりと見据えて 取り組んでいく必要があると考えています。
17	2 教育を取り巻く社会情勢の変化 (子どもたちの安全・安心の確保)	p4	三重県におけるいじめ問題の原因は、関係機関の連携不足にあるのではないか。 また、避難訓練の実施において、整列等の形式に過度に注力すると、災害 発生時には、効果が得られない。	④	いじめは、どの学校、どの子どもにも起こりうるものであるという認識に 立ち、早期に発見し、早期に対応することが重要です。いじめの訴えが なくとも、日常の児童生徒の言葉のやり取りや、態度の中に、いじめに つながることはないか等の意識を教職員がしっかりと持ち、早期発見に 努め、学校組織全体で早期に対応するよう図ります。 また、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワー カー等を学校に派遣し、スクールカウンセラーにより児童生徒の精神的 なケアを実施するとともに、教職員とスクールソーシャルワーカーが、関 係機関との積極的な連携を一層図ります。 地震や風水害等の自然災害からの安全確保については、すべての学 校に学校防災リーダーを配置して、避難訓練をはじめ、各学校における 防災対策に取り組んでいます。これらが実効性のある取組となるよう、 毎年、教職員に対する防災研修を実施しており、引き続き学校の安全対 策を進めています。

意 見 番 号	該当箇所		中間案に対するご意見概要	対応区分	ご意見概要に対する考え方
	該当箇所	ページ			
18	2 教育を取り巻く社会情勢の変化 (スポーツの振興)	p4	スポーツは子どもたちや若年層の成長や教育的效果も期待できる反面、それを支えるスタッフが必要になります。 専門的な各種競技団体の協会が中心となることはあっても、学校現場でも、高野連・高体連など、さまざまな応援が必要になってきます。学校現場は、少子化の影響もあり、生徒数は減りつつありますが、小規模校であっても、国・県からの指示で業務は同じくらいにならなければなりません。そんななかで、そうした団体の役員として、学校から人員が取られている状態は大変現場に負担をかけています。スポーツの振興を図る際に、こうした教育現場への負担も十分に配慮いただけるようお願いします。	③	中学校・高等学校では、学校の教員が中心になって運動部活動を運営していますが、顧問の負担軽減や役員等で指導ができない顧問の部活動に対し、顧問として単独で専門的な指導や引率を行える運動部活動指導員の配置および技術指導のみを行う外部指導者(サポートー)を派遣することを通して、スタッフの充実を図っています。 これまで県内で開催する学校スポーツの大規模大会において、特に重要な役割を担うため、頻繁に出張する教員に対して代替教員の補充措置をとっており、今後も各学校における必要性を勘案しながら、適切に対応していきたいと考えています。
19	2 教育を取り巻く社会情勢の変化 (高等教育機関の振興)	p4	若者の県内定着が見込まれるようになれば、三重県は、県内高等教育機関の振興の取組をやめるのか。	④	三重県の人口は、依然として転出超過の状況にあり、4000人を超える転出超過の約8割を15歳から29歳までの若者が占めています。 このため、県では、若者の県外への流出抑制と県内への流入促進を図っていますが、県内で学び、働き、住み活躍する若者を増加させるためには、県内高等教育機関の一層の魅力向上による県内からの入学者の増加や県内高等教育機関卒業後の県内定着に向けた継続的な取組が必要と考えています。 なお、こうした取組により、県内高等教育機関の魅力・機能が向上し、地域課題の解決や地域産業の発展につながる効果も期待できると考えています。
20	3 三重の教育における基本方針 (教育の意義)	p5	「教育の個人的意義」と書かれているが、個人が力を高められるか、どれだけ役に立つ人材に育つかといった目に見える教育の結果を求めている印象を受ける。	③	「教育の個人的意義」について、教育とは、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばし、人生を豊かに輝かせる営みであると考えております。
21	3 三重の教育における基本方針 (教育の意義)	p5	「生き抜いていく力」に非常に違和感を感じる。生き抜いていかなければならないほど、社会の変化が速いということはわからなくはないが、「生き抜いて」いかなければならない社会は非常に息苦しく、わたしたちの望んでいる社会なのか疑問である。「生き抜けなかった」人は、生き抜けなかったその人に責任があるのか。生き抜いた先には何があるのか。 三重県として、そのような社会を求めているのか。望む社会がうつしだされるような方針になることを望みます。	③	「生き抜いていく力」については、基本方針の(1)の中で示しています。複雑で予測困難な社会に対して、子どもたちは想定外の事象や、生きしていく上での様々な課題や困難に向き合い、時には自分で、時にはほかの人と支え合いながら、人生を生き抜いていかなければなりません。また、日々の暮らしの中で厳しい環境に置かれ、夢や希望を抱くことすらできない状況の子どもたちもいます。こうした子どもたちも含めて、全ての子どもたち一人ひとりが、決して自らの人生を諦めたり投げ出したりすることなく、自らの可能性を信じ、失敗を恐れず夢と志を持って挑戦し、豊かな未来を切り拓いていってほしい、人生を大切に生き抜いていってほしいという思いを込めています。こうしたことから、多様な個性を持ち、多様な環境にある子どもたち一人ひとりに、生き抜いていく力、すなわち、「自立」の力と「共生」の力を育んでいくという方向性を示しています。 子どもたちの未来に向けて、教育に携わる者は日々最善の努力を注いでいく必要があり、大綱にかかる基本方針に沿って三重の教育の一層の充実に向けた取組を全力で進めていきます。

意 見 番 号	該当箇所		中間案に対するご意見概要	対 応 区 分	ご意見概要に対する考え方
	該当箇所	ペ ー ジ			
22	3 三重の教育における基本方針 (見据える社会の姿と教育の役割)	p6	令和という元号の意味合いは、「一人ひとりが明日への希望とともに、それぞれの花を大きく咲かせる」という願いを込めたものではない。	④	平成31年4月1日の内閣総理大臣談話に、「悠久の歴史と薫り高き文化、四季折々の美しい自然。こうした日本の国柄を、しっかりと次の時代へと引き継いでいく。厳しい寒さの後に春の訪れを告げ、見事に咲き誇る梅の花のように、一人ひとりの日本人が、明日への希望とともに、それぞれの花を大きく咲かせることができる。そうした日本でありたい、との願いを込め、『令和』に決定いたしました。」とあるところです。 一人ひとりの輝く未来と希望に満ちた社会の創造に向けた教育を全力で推進していくことが、新しく幕をあけた令和の時代の元号に込められた願いに通じるものであることを表現しています。
23	3 三重の教育における基本方針 (1)新しい時代を「生き抜いていく力」の育成	p7	「生き抜いていく力」は、『自立』と『共生』を大切にしながら新しい時代を生き抜いていく力を育むのは賛成します。	②	ご賛同いただき、ありがとうございます。 「生き抜いていく力」の育成に向けて、この大綱に基づき、教育活動の一層の充実を図っていきます。
24	3 三重の教育における基本方針 (1)新しい時代を「生き抜いていく力」の育成	p7	「生き抜いていく力」については、「自立した個人が豊かな未来を切り拓く力」としている。変化を受けてとめ、失敗を恐れず、夢と志をもって可能性に挑戦することは大切であるが、他者とつながり、ともに生きるなかで「自立」の力をつけるという考え方も必要なのではないか。個を伸ばす視点が強調されているが、「共生」の大切さについても記述が必要である。	②	「共生」の視点については、複雑で予測困難な社会において、子どもたちが想定外の事象や、生きていく上での様々な課題や困難に向き合い、時には自分で、時にはほかの人と支え合いながら人生を生き抜いていかなければならない中で、非常に大切な力であると考えています。 「生き抜いていく力」は、「自立」の力と「共生」の力で構成されており、「共生」の力について、他者とのかかわりの中で共に支え合い、新しい社会を創っていく力であると、「自立」の力と同様重要なものとして記述しています。 また、「自立した個人が豊かな未来を切り拓く力」についても、「確固たる自分の軸を持ち、他者との絆を大切にしながら豊かな未来を切り拓く力」として記述しています。

意見番号	該当箇所		中間案に対するご意見概要	対応区分	ご意見概要に対する考え方
	該当箇所	ページ			
25	3 三重の教育における基本方針 (1)新しい時代を「生き抜いていく力」の育成	p7	『新しい時代の「大人」として、社会で自らの役割と責任を果たしていくことができるよう、人と人の関係を大切にしながら様々な課題を解決していく力を育成していく』と書かれているが、大学生や社会人の青年たちに、どのような場面で、どのような力を育成していくのか具体的な政策の記述が必要である。 『逆境や葛藤の中で懸命に生きている子どもたちがいることをふまえ、一人ひとりが自らをかけがえのない存在として感じられるよう寄り添う』と記述されている。しかし、教師の毎日は多忙であり、子どもたちの家庭や地域での様子を掴み、子どもたちに寄り添う取り組みが、だんだんと難しくなっているのが現状である。記述の通りのような取り組みが進められるように、教育予算の増額を強く希望する。	③	「新しい時代の大人として…」については、成年年齢の引き下げにより、早い段階から社会で自らの役割を果たしていく必要のある子どもたちに対して育成していく力を考えております。なお、具体的な取組については、例えば教育施策4の主な取組内容3の消費者教育の推進などについて記述をしています。 三重県教育施策大綱は、県の教育・人づくり政策の根本となる方針や教育施策の主な内容を示すものであり、予算については別途行われる全体の予算編成過程の中で具体的に議論していくこととなります。
26	3 三重の教育における基本方針 (1)新しい時代を「生き抜いていく力」の育成	p7	自立と共生が主軸であるのだから、自己肯定感だけでなく、他者肯定感を涵養することも必要ではないか。 今の生活環境がそのまま将来にもつながることが予想されることから、将来展望を描けない子どもがいるのではないかと考えている。貧困家庭では授業料の負担は大きい。 また、三重県は被害者に寄り添わず、いじめの早期解決に取り組めていないのではないか。	③	「他者肯定感」については、「おもいやりの心」や「人権を尊重する態度」などの、「共生」の力の中に含まれるものと考えています。 基本方針(1)については、複雑で予測困難な社会に対して、子どもたちは想定外の事象や、生きていく上での様々な課題や困難に向き合い、時には自分で、時にはほかの人と支え合いながら、人生を生き抜いていかなければなりません。また、日々の暮らしの中で厳しい環境に置かれ、夢や希望を抱くことすらできない状況の子どもたちもいます。そうした子どもたちも含めて、全ての子どもたち一人ひとりが、決して自らの人生を諦めたり投げ出したりすることなく、自らの可能性を信じ、失敗を恐れず夢と志を持って挑戦し、豊かな未来を切り拓いてほしい、人生を大切に生き抜いてほしいという思いを込めています。 子どもたちの未来に向けて、教育に携わる者は、日々最善の努力を注いでいく必要があり、大綱にかかる基本方針に沿って三重の教育の一層の充実に向けた取組を全力で進めています。 経済的な理由により就学が困難な状況にある場合には、市町による小中学校の児童生徒に対する学用品費等の援助などを実行する制度や、県では高等学校について授業料の支援を行う制度などがあります。 「三重県いじめ防止条例」に基づき、児童生徒が安全・安心に生活を送ることができるよう、学校組織としていじめの早期対応に努めています。早期対応には、被害児童生徒の側に寄り添った対応を含み、必要に応じて被害児童生徒へのスクールカウンセラー等の専門家による支援などにより対応しています。

意 見 番 号	該当箇所		中間案に対するご意見概要	対 応 区 分	ご意見概要に対する考え方
	該当箇所	ペ ー ジ			
27	3 三重の教育における基本方針 (2)社会の変容がもたらす課題に対応した教育の充実	p8	Society5.0の社会では、一人ひとりが自ら進んで物事に取り組むことや、他者とつながり合って一つのことを考えていく力がより大切だと考えられます。そして一人ひとりがたしかな学力を身に付けていくことも大切だと考えられます。「人ならではの力を培っていきます。」だけを目的とするのではなく、「他者と関わり合って切り開く力」も目標として明記していくべきだと考えます。	②	<p>基本方針(2)については、子どもたちが豊かな未来を創っていくことができるよう、技術革新や社会・制度の変革等に伴う課題に対応した、そして新しいニーズを的確にとらえた教育を意識した方針として考えています。特に、Society5.0の進展に伴い予見される社会の大きな変化に対しては、積極的にチャンスを見つけ活用し未来を切り拓いていくために、新たな価値を生み出す感性と力、好奇心・探究力など、人ならではの力を培っていくことを記述しています。</p> <p>「確かな学力」や「一人ひとりが自ら進んで物事に取り組むことや他者とつながり合って切り拓く力」の育成については、新しい時代においても大変重要なものと考えており、基本方針(1)『新しい時代を「生き抜いていく力』の育成』の中で、記述しているところです。</p>
28	3 三重の教育における基本方針 (2)社会の変容がもたらす課題に対応した教育の充実	p8	超スマート社会の実現が社会情勢の変化ででているが、教育現場がその技術革新に取り残されている現実がある。先端技術が社会生活に導入されいく中、教育現場には導入が遅々として進んでいない現状がある。自治体の格差もあり、現状では超スマート社会に対応した教育ができるかが甚だ疑問である。県全体での対応を進めてほしい。	③	<p>超スマート社会に対応した教育については、大変重要なものとして、この教育方針(2)の中で記述しておりますが、先端技術を活用した取組などについては、教育施策4の主な取組内容18~21の中でICT環境の整備等も含めて記述しています。</p>
29	3 三重の教育における基本方針 (2)社会の変容がもたらす課題に対応した教育の充実	p8	現在人手が不足している分野についても、技術革新によって人手不足は解消していくのではないか。	④	<p>教育施策における考え方として、基本方針(2)については、子どもたちが豊かな未来を創っていくことができるよう、技術革新や社会・制度の変革等に伴う課題に対応した、そして新しいニーズを的確にとらえた教育を意識した方針としています。特に、Society5.0の進展に伴い予見される社会の大きな変化に対しては、積極的にチャンスを見つけ活用し未来を切り拓いていくために、新たな価値を生み出す感性と力、好奇心・探究力など、人ならではの力を培っていくことを記述しています。</p>

意 見 番 号	該当箇所		中間案に対するご意見概要	対応区分	ご意見概要に対する考え方
	該当箇所	ページ			
30	3 三重の教育における基本方針 (3)誰一人取り残さない、みんなが大事にされる安全・安心の三重の実現	p8	子どもたちの生活背景はさまざまであり、一人ひとりの子どもがそれぞれ自己実現をめざすことができるよう、学びの環境を整えることが大切である。そのことから考えると、「誰もが共通のスタートラインに立ち」を目的とするのではなく、「誰一人取り残さない」ということを考えていくべきである。 「いじめ、虐待、不登校等」と「大規模自然災害、交通事故、犯罪」は起因が違う。「子どもたち自らも様々な危険から身を守ることのできる力を育成します」とひとくくりにするのではなく、わけて書くべきである。	①	「誰一人取り残さない」については、基本方針(3)の中でも、子どもたち一人ひとりの学びを支えるために公平公正で最適な、そして安全で安心な教育環境を整えていかなければならないという決意をキーワードとして込めており、非常に大切な考え方であると認識しております。ただ、本文の表現についてその意図が伝わりにくい部分がありますので、記述を一部修正します。 また、「いじめ、虐待、不登校等」と「大規模自然災害、交通事故、犯罪など」については、安全で安心な教育環境を実現していかなければならないと至った背景である、子どもたちのかけがえのない命や教育の機会が奪われるような現状・課題をわかりやすいよう列挙して記述しているところです。 常に「子どもたちにとって何が重要か」を価値観の中心に据え、最も適切な対応を選択していくことが大切であり、今後ともそうしたスタンスで教育に取り組んでいきます。
31	3 三重の教育における基本方針 (3)誰一人取り残さない、みんなが大事にされる安全・安心の三重の実現	p8	家庭の事情や障がい、国籍等の理由に左右されることなく、一人ひとりの子どもが自己実現をめざすことができるよう、「誰一人取り残さない」ということを考え、学びの環境を整えていってほしいです。よろしくお願ひします。	①	「誰一人取り残さない」については、基本方針(3)の中でも、子どもたち一人ひとりの学びを支えるために公平公正で最適な、そして安全で安心な教育環境を整えていかなければならないという決意をキーワードとして込めており、非常に大切な考え方であると認識しております。ただ、本文の表現についてその意図が伝わりにくい部分がありますので、記述を一部修正します。 常に「子どもたちにとって何が重要か」を価値観の中心に据え、最も適切な対応を選択していくことが大切であり、今後ともそうしたスタンスで教育に取り組んでいきます。
32	3 三重の教育における基本方針 (3)誰一人取り残さない、みんなが大事にされる安全・安心の三重の実現	p8	現在学校には、様々な子どもたちが通っています。 ランドセルの他に、様々なものを背負ってきています。 一緒に住んでいる大人が夜勤のため、朝学校を出るときに大人が不在で、朝ご飯を食べずにやってくる子もいます。塾や習い事を分刻みで行い、疲れて学校に来る子もいます。外国から親の就労の関係で突然日本にやってきて、日本語の全くわからないまま学校生活をスタートさせる子もいます。実際に様々な生活背景や家庭環境の子どもたちの姿があります。その様々な子どもたちが一人ひとりが輝きつながりあい、自己実現をめざすことができるよう、学びの環境を整えることが大切ではないでしょうか。「誰もが共通のスタートラインに立ち」を目的とするのではなく、「誰一人取り残さない」ということを考えていくべきであると考えます。	①	「誰一人取り残さない」については、基本方針(3)の中でも、子どもたち一人ひとりの学びを支えるために公平公正で最適な、そして安全で安心な教育環境を整えていかなければならないという決意をキーワードとして込めており、非常に大切な考え方であると認識しております。ただ、本文の表現についてその意図が伝わりにくい部分がありますので、記述を一部修正します。 常に「子どもたちにとって何が重要か」を価値観の中心に据え、最も適切な対応を選択していくことが大切であり、今後ともそうしたスタンスで教育に取り組んでいきます。

意 見 番 号	該当箇所		中間案に対するご意見概要	対 応 区 分	ご意見概要に対する考え方
	該当箇所	ペ ー ジ			
33	3 三重の教育における基本方針 (3)誰一人取り残さない、みんなが大事にされる安全・安心の三重の実現	p8	<p>「教育の社会的意義」について、「ダイバーシティ＆インクルージョン」が「注目されています」とあるが、三重県や日本といった社会が発展をとげるためには、様々な立場の人々が、自己実現を果たすというのは必須の条件だと思う。大綱には、様々な立場の人々を社会が包括的に支え、その自己実現を果たすというインクルージョンの考え方があまりみられない。「共通のスタートライン」に立たせ、「環境を整える」という発想はもちろんあるが、その先の自己実現は自己の努力であると考えるのであれば、ソーシャルインクルージョンの実現とはいえない。大切なのは、その後「誰一人として取り残さない」ことである。</p> <p>現代の「生きづらい時代」の要因に一つに「自己責任論」の拡大があると思う。学校現場でも実感として、子どもや保護者の価値観において「自己責任だから」という主張がここ10年で、大きく幅を利かせるようになってきた実感がある。自己実現が果たせないのは個人の努力が足りないからだ、とするのではなく現在の格差社会をさらに分断していくものになる。個人主義に傾き、分断され弱体化した社会に発展はないと思う。強い「個」のみを育てようとすることで、結果主義かつ合理的な教育活動がおこなわれていくこととその弊害を懸念する。これは「全国学力学習状況調査」「みえスタディチェック」などの学力の数値化と、その結果の向上のみを目指した取り組みもふくんでのことである。</p> <p>三重の学校教育においては、これまで、ともに生き、学ぶことを大切にした教育実践が数多く積み重ねられてきた。これは、この「生きづらい時代」にむけても非常に大切な視点となるはずである。子どもたちはちがう考え方や、ちがう価値観と出あうことから気づき、そこから行動を変容させていく。また、様々な考え方を出しあうことで、困難や課題を乗り越えていくことができる。ちがうものどうしが集まることで、それが豊かさとなる教育活動、ともに学ぶことを前提とした学校づくりをおこなっていくことに価値をおいて考えるべきである。</p>	①	<p>「誰一人取り残さない」については、基本方針(3)の中でも、子どもたち一人ひとりの学びを支えるために公平公正で最適な、そして安全で安心な教育環境を整えていかなければならないという決意をキーワードとして込めており、非常に大切な考え方であると認識しております。ただ、本文の表現についてその意図が伝わりにくい部分がありますので、記述を一部修正します。</p> <p>常に「子どもたちにとって何が重要か」を価値観の中心に据え、最も適切な対応を選択していくことが大切であり、今後ともそうしたスタンスで教育に取り組んでいきます。</p> <p>「ともに学ぶこと」については、非常に大切なものとして考えており、次期「三重県教育施策大綱」では、基本方針(1)の中で、多様な個性を持ち、多様な環境にある子どもたち一人ひとりに、生き抜いていく力、すなわち、直面する課題に自ら考え判断し、主体的に対応していく「自立」の力と、他者との関わりの中で共に支え合い、新しい社会を創っていく「共生」の力を育んでいくという方向性を示しています。複雑で予測困難な社会に対して、子どもたちは想定外の事象や、生きていく上での様々な課題や困難に向き合い、時には自分で、時にはほかの人と支え合いながら、人生を生き抜いていかなければなりません。また、日々の暮らしの中で厳しい環境に置かれ、夢や希望を抱くことすらできない状況の子どもたちもいます。そうした子どもたちも含めて、全ての子どもたち一人ひとりが、決して自らの人生を諦めたり投げ出したりすることなく、自らの可能性を信じ、失敗を恐れず夢と志を持って挑戦し、豊かな未来を切り拓いていくってほしい、人生を大切に生き抜いていくってほしいという思いを込めています。子どもたちの未来に向けて、教育に携わる者は、日々最善の努力を注いでいく必要があり、大綱にかかる基本方針に沿って三重の教育の一層の充実に向けた取組を全力で進めていきます。</p>
34	3 三重の教育における基本方針 (3)誰一人取り残さない、みんなが大事にされる安全・安心の三重の実現	p8	「自らも様々な危険から身を守る」力の育成だけでは不十分ではないか。身を守るだけでなく立ち向かう力も必要と考えることから、「守り、対応する力」と書いた方がよい。	①	ご意見をふまえ、記述を修正いたします。

意見番号	該当箇所		中間案に対するご意見概要	対応区分	ご意見概要に対する考え方
	該当箇所	ページ			
35	3 三重の教育における基本方針 (3)誰一人取り残さない、みんなが大事にされる安全・安心の三重の実現	p8	子どもたちの将来が左右され、閉ざされるようなことがあってはなりません、とあるが、いじめ事案に見られるように、そうはなっていない。	④	<p>基本方針(3)については、子どもたち一人ひとりの学びを支えるために、公平公正で最適な、そして安全で安心な教育環境を整えていかなければならぬという決意を「誰一人取り残さない」というキーワードとして込めたものとなっています。</p> <p>常に「子どもたちにとって何が重要か」を価値観の中心に据え、最も適切な対応を選択していくことが大切であり、今後ともそうしたスタンスで教育に取り組んでいきます。</p>
36	3 三重の教育における基本方針 (4)三重に根ざした教育の推進	P9	安心して家庭で子育てできること、また発達に応じた幼児教育の要として、子どもの未来と環境保全の両軸で『三重県のブランド』として誇れるような制度作りを強く願っています。その実現こそが“三重に根ざした教育”であると思います。	③	<p>基本方針(4)については、豊かな美しい自然や多彩な歴史・文化を有する魅力的な地域である三重県において、「多様性」や「包容力」という県民の皆さんのが持つ特質や優位性を生かした、三重に根ざした教育活動の推進を方針として考えています。</p> <p>三重に根ざした教育の推進については、地方創生の観点に立っており、大綱にかかる基本方針に沿って三重の教育の一層の充実に向けた取組を全力で進めています。</p>
37	3 三重の教育における基本方針 (5)あらゆる世代の誰もがいつでも学び、活躍し続けられる環境の整備	P9	「誰もが居場所と役割を持ち」とあるが、女性や高齢者を対象とした取組に偏っており、その他の人を排除するようになくなっている。大綱の理念を実現すべきである。	④	<p>教育施策における考え方としては、基本方針(5)について、あらゆる世代の誰もがいつでも学び、生き生きと活躍し続け、人生を豊かに生きることができる全世代・全員活躍社会の実現のための方針として考えており、各施策の取組において、この方針の実現を図ります。</p>
38	3 三重の教育における基本方針 (6)三重の県民力を結集した社会総がかりでの教育の推進	p10	「相互の連携を一層深め」とあるが相互とは誰のことかわかりにくい。	⑤	<p>「学びの各ステージにおける教育の質を高めるとともに、相互の連携を一層深め、」と記述していますように、学びの各ステージにおける連携を一層深めることを意味しております。</p>

意 見 番 号	該当箇所		中間案に対するご意見概要	対応区分	ご意見概要に対する考え方
	該当箇所	ページ			
39	3 三重の教育における基本方針 (6)三重の県民力を結集した社会総がかりでの教育の推進	p10	「時をつなぐ協創」の考え方を大切にしているとはいえないのではないか。 また、高等教育機関と企業等との連携については、幅広い企業等を対象として進めるべきと考えるが、取組が一定規模以上の企業が対象となっていないか。	④	<p>三重県では、平成28年3月22日に現在の「三重県教育施策大綱」を策定し、教育の当事者として結集した全ての者が、学びの各ステージにおける教育の質を高めるとともに、相互の連携を一層深め、時間軸を貫いて響きあう教育を進めることにより教育的な価値の創造につなげる、「時をつなぐ協創」の考え方を教育の根幹ととらえて、取り組んできたところです。</p> <p>次期の「三重県教育施策大綱」においても、基本方針(6)として、学校だけでなく、家庭、地域住民、企業など社会の構成員全てが教育の当事者として、社会総がかりで教育に取り組んでいくことを、大綱全体を貫く方針として考えています。</p> <p>高等教育機関と企業等との連携については、さまざまな产学研連携組織の取組などを通じて、幅広い企業等と大学との連携を促していくまます。</p>
40	4 教育施策 1「教育の原点」である家庭教育と子育て支援の充実	p12	「妊娠・出産・子育て家庭への支援を充実する」とあるが、病児・病後時保育ができるところはまだ少なく、子育て家庭への支援は不十分だと思う。また、学童保育所の環境も子ども達にとって十分な環境とは言えない現状にある。子どもと家庭が安心して過ごせるような具体的な施策、取組内容がわかるようなものにしていただきたいと思います。	①	<p>県内における病児・病後児保育や放課後児童対策については充足しているとは言えず、今後も引き続き取り組んでいく必要があると考えています。</p> <p>「主な取組内容」の6において、これらに取り組んでいくことについて記載していますが、ご意見をふまえ記述を修正します。</p>
41	4 教育施策 1「教育の原点」である家庭教育と子育て支援の充実 2 人間形成の基礎を担う幼児教育の充実	p12 ~15	<p>これからの社会・三重県の未来を想い、野外体験保育を普及させるという基本方針案が教育部署から出され、県民として大変嬉しく思います。</p> <p>野外体験保育は、特別な体験をさせる保育ではないと思います。三重県にある豊かな自然環境を教材として、日々のつながりのある保育の中で、子どもの心の動きから、手足が動き遊びや体験により、また心が動く…という循環があり、そこに保育者の思いや願いが重なり、まさに人間形成の基礎が育まれ『生き抜いていく力』を身に付けるのだと実感しています。それにより、保護者である大人たちもたくさんの気づきをもらい、安心しておおらかに子育していくことのできる子育て支援になると経験から強く思います。</p> <p>ただ前回の大綱にも『野外体験保育の普及』は掲げられていますが、この三年間でほとんど普及していないように感じています。</p> <p>教育部署・子ども健康部署・林務部署が手をしっかりと取り合い、県内すべての子ども達が、遊び・体験の中から『生き抜いていく力』を身に付け、次の学齢期で主体的な学び、社会の中で生き抜いていくことができる様に普及させてもらいたいです。</p> <p>そのために、県が独自で認証制度を作り、人材育成やフィールド整備、保護者への幼児期の教育としてこれが必要である！という丁寧な説明をすることの手助けなど現場の教育機関の方がしっかりと野外体験保育を行うことのできるビジョンと予算をつけてもらいたいです。</p>	③	<p>野外体験保育は、「野外を中心に地域の自然を体験活動に取り入れた保育や幼稚教育」と定義し、平成28年度から野外体験保育を取り組もうとする施設にアドバイザーを派遣し、これまで県内17施設(今年度分も含む)に、主体的に野外体験保育が取り組めるよう、施設毎の課題を個別にバックアップしてきたところです。</p> <p>また、アドバイザー派遣を受けた施設には実践事例発表、公開保育の実施を依頼し、これらの取組を通じて野外体験保育の有効性が、広く関係者に知られるように取り組んでいます。</p> <p>野外体験保育に決まったやり方はなく、地域の自然を豊かに活用し、それぞれの施設に応じたやり方で、三重県内どこでも広く取り組まれていることが三重県のめざす姿です。三重県が独自に一定の水準を決めてしまうことにより、野外体験保育の取組に対するハードルが上がるこのないように留意する必要があります。</p> <p>今後も引き続き、アドバイザーの派遣などをとおして、野外体験保育が広く県内に普及するよう取り組んでいきます。</p>

意見番号	該当箇所		中間案に対するご意見概要	対応区分	ご意見概要に対する考え方
	該当箇所	ページ			
42	4 教育施策 1「教育の原点」である家庭教育と子育て支援の充実 主な取組内容2	p12	今年10月に公表された読書に関する調査などを見ても、世代を問わず本を読む機会・時間が減っていることがわかります。幼少期の読書経験がその後の習慣や学力、非認知能力に影響するとも言われています。大人が率先して本を読む姿を見せることが必要です。県におかれましても、社会教育施策の充実をお願いいたします。	③	子どもの読書習慣の形成には、子どもに関わる大人たちが、本を好きになり、読書を楽しむ姿を子どもたちに示していくことが大切であると考えております。 県では、保護者や子育て支援関係者等を対象に、家庭における読書の重要性についての理解を図るために講座を開催するとともに、家族で本を読み、読んだ本について話す読書活動「家読(うちどく)」の普及啓発に取り組んでいきます。また、読書ボランティアをはじめとする地域における子どもの読書活動を支援する方々を対象とした研修と交流の場を設け、地域における読書活動を推進していきます。
43	4 教育施策 1「教育の原点」である家庭教育と子育て支援の充実 主な取組内容2	p12	教育における学校と家庭の連携は大切なことです。しかしながら、個々の家庭の事情により、基本的な生活習慣・学習習慣・読書週間の確立にあたって、学校との連携が難しいケースも多々あります。学校現場だけにその責任を負わせるのではなく、行政としても積極的に働きかけを行っていただき、多忙を極める教職員のこれ以上の負担とならないことを望みます。	③	子どもの教育においては、学校と地域、家庭の連携が不可欠であり、行政としてはこうした連携が進み、地域社会の中で子どもが育つように取り組んでいます。一方で、教職員が今以上に多忙になることなく、負担が増加しないよう取組を進める必要があると認識しています。例えば現在取り組んでいる「みえの親スマイルワーク」については、小学校への就学時健診などを活用して、保護者を対象に子どもの生活習慣などをテーマとしたワークを、県の担当者などが向いて実施しています。また、生活習慣の大切さを記載したリーフレットを県で作成し、各市町を通じて保護者に配布しているところです。
44	4 教育施策 1「教育の原点」である家庭教育と子育て支援の充実 主な取組内容2 3 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体の育成 主な取組内容 3, 16, 17	P12 P16 ~18	基本的な生活習慣・学習習慣・読書習慣の確立には幼少期の教育が大切です。読書に関しては、学校図書館が子どもたちにとって身近で重要な役割をはたします。しかし学校図書館は充実しているとは言えません。環境整備、資料(本・新聞など)の充実、学校司書の配置が必要です。学校司書がいることで図書館が機能し、子どもと本をつなぐことができます。 「主体的・対話的で深い学び」を実現するため、学校図書館を活用した授業のためにも、学校司書は専任・専門・正規であることが必要です。専任・専門・正規であることで、教職員と連携し、長期的視野を持って取組むことができるからです。	③	学校図書館が機能を充分に發揮するためには、図書館資料の充実と、司書教諭及び学校司書の配置の充実やその資質・能力の向上の双方が重要となります。平成26年に改正された学校図書館法では、各学校に、学校司書を置くよう努めることが規定されています。また、文部科学省は、平成29年度から令和3年度までの5年間を期間とする「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定し、市町における学校図書館図書の整備及び学校司書の配置のための地方財政措置を行っています。 本県いたしましては、「学校図書館整備図書整備等5か年計画」に伴う地方財政措置を、各市町において積極的に活用いただくために周知を図るとともに、市町等教育委員会と連携し学校図書館を活用した教育の充実を図ります。
45	4 教育施策 1「教育の原点」である家庭教育と子育て支援の充実 主な取組内容4	p12	男性の育児参画についての記述に「子育てに関して家庭においてできることなどを考える場」とあります。男性の育児参画がまだ進んでいない現状がある(まずはできることから始めましょうという状態だという認識なのでしょうか?)とはいえ、育児の多くは家庭でおこなわれるなかで、「家庭においてできることなど」という表現は、あまりにも消極的で、「子育ては女性がするもの」「男性はその次」「できれば」という範疇で育児について語られていないでしょうか。 下線の部分を「積極的な育児への参画を考える場」としてはどうか。	①	ご意見をふまえ記述を修正します。

意 見 番 号	該当箇所		中間案に対するご意見概要	対応区分	ご意見概要に対する考え方
	該当箇所	ページ			
46	4 教育施策 1「教育の原点」である家庭教育と子育て支援の充実 主な取組内容4	p12	共働き家庭が増え、主たる生計維持者が女性側となっている家庭もあるなかで、「父親を対象に、子育てに関して家庭においてできること」という書き方は、未だ子育てのメインは母親にあると言っているのも同じである。現代において、子育てや家庭教育は協力して行うべきものであると考えるため、「できること」と限定的な書き方をするのではなく、「家庭における役割」と書くべき。	①	ご意見をふまえ記述を修正します。
47	4 教育施策 1「教育の原点」である家庭教育と子育て支援の充実 主な取組内容8	p13	「妊娠期から小学生の子を持つ親同士」とありますが、子の年齢に関わらず子育ては続きますので、「小学生の子」を削除すべきだと考えます。	③	現在、親同士の交流の場において使用しているワーク集は、小学生の子を持つ親までを対象としています。小学生より上の年代の子を持つ親のための交流の場の設定については、今後検討していきます。
48	4 教育施策 1「教育の原点」である家庭教育と子育て支援の充実 主な取組内容13	p13	近年、公立幼稚園に支援を必要とする幼児の入園が増している。支援の程度も重く、支援員が1対1でのかかわりが必要な子どもが増加しており、その保護者に対してもより丁寧な子育て支援が必要である。 また、県内市町の公立幼稚園において、外国籍の子どもの入園が年々増加している現状である。入国して間もない子どもも多数おり、日本語も分からず気持ちを理解することも難しく、園生活に慣れるまでにとても時間がかかり、通訳の先生も身边にいない状況がほとんどである。全ての子どもたちに質の高い保育を保障でき、インクルーシブ保育を実現できるよう、関係機関との連携に加え、園内の環境も整える必要がある。	③	インクルーシブの視点での保育の実現は重要であると認識しており、県では、国籍に関係なく特別な支援を必要とする子どもたちの発達や子育てについて、保健・福祉・教育等の関係機関が連携した相談対応や必要な情報の提供など、地域の実情に応じたネットワークが充実するよう市町に働きかけているところです。また、日本語指導が必要な子どもたちや保護者を支援するための巡回相談員を対象として特別支援に関する研修を実施するなど、適切な対応ができるよう取り組んでいるところです。 「5 特別支援教育の推進」において、障がいのある子どもたちと障がないのない子どもたちが互いに理解を深め、尊重する態度を育むことを基本的な取組方向として掲げており、個別のニーズに応じたきめ細かな教育、保育の充実に取り組んでいきます。
49	4 教育施策 1「教育の原点」である家庭教育と子育て支援の充実 主な取組内容14	P13	スクールソーシャルワーカーは、小・中・高が対象になっておりますが、幼児期の子育てる保護者にとっても専門的な支援が必要です。また、幼児教育の相談を超える専門的な内容が増えてきているため、幼児教育にもスクールカウンセラーが必要な状況です。	③	スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの活用については、國の方針に基づき、小中高等学校の児童生徒への支援を進めているところです。 一方、幼児教育は人間形成の基礎を培う重要な役割を担うものであることから、幼児及び幼児の保護者に対する相談・支援について、幼稚園・認定こども園・保育所や地域子育て支援センターなどを拠点として所管する市町が中心となって進めているところであります。県として、地域の実情に応じた取組が推進されるよう、運営等の支援を行っていきます。

意見番号	該当箇所		中間案に対するご意見概要	対応区分	ご意見概要に対する考え方
	該当箇所	ページ			
50	4 教育施策 2 人間形成の基礎を担う幼児教育の充実	p14 ～15	幼稚園等においても、外国につながる子どもや障がいのある子ども等、さまざまな課題をもつ子どもたちがいることをふまえ、インクルーシブの視点での記載が必要である。	③	インクルーシブの視点での保育の実現は重要であると認識しており、県では、国籍に関係なく特別な支援を必要とする子どもたちの発達や子育てに関して、保健・福祉・教育等の関係機関が連携した相談対応や必要な情報の提供など、地域の実情に応じたネットワークが充実するよう市町に働きかけているところです。また、日本語指導が必要な子どもたちや保護者を支援するための巡回相談員を対象として特別支援に関する研修を実施するなど、適切な対応ができるよう取り組んでいます。 「5 特別支援教育の推進」において、障がいのある子どもたちと障がないのない子どもたちが互いに理解を深め、尊重する態度を育むことを基本的な取組方向として掲げており、個別のニーズに応じたきめ細かな教育、保育の充実に取り組んでいます。
51	4 教育施策 2 人間形成の基礎を担う幼児教育の充実 主な取組内容1	p14	「自立心」「規範意識」の記載があるが、子どもたちのかかわりやこれからの成長のなかで、とても大切な「協力」や「かかわり」の視点がない。幼稚園の遊び(遊び)は、集団で過ごすことが大切であり、そのなかでさまざまな力が育つものである。「協力」や「協同」または「他者とのかかわり」という文言はいれる必要があると考える。	①	ご意見をふまえ、記述を修正します。
52	4 教育施策 2 人間形成の基礎を担う幼児教育の充実 主な取組内容4	p14	私立幼稚園のみの記載は不平等であり、県として公立幼稚園についても把握する必要はある。幼稚園についての記載をする以上、県内の各地域の子どもたちが安心して幼稚園等で過ごせているのか、幼児教育の充実が図られているのか、県として一定の責任をもってほしい。	③	ここでは、私立幼稚園に特化した取組を記載したのですが、公立幼稚園のある市町では、地方財政措置や地方消費税を活用し、幼児教育の充実に取り組んでいます。県としましては、施設類型にかかわらず、保幼小の円滑な接続のための支援や教員等の資質の向上を図っているところであり、引き続き、幼児教育の一層の充実が図られるよう、各市の支援を行っていきます。
53	4 教育施策 2 人間形成の基礎を担う幼児教育の充実 主な取組内容6	p14	昨年度よりモデル園として研修に取り組んでいる園・小学校があるが、「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」について存在は知っているが内容は周知されていない小学校が多数ある。保幼小の円滑な接続のためにも小学校の教員への周知を図る必要がある。 また、「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」にも示されているように、公立幼稚園は幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続のあり方を研究し、そこから得られた成果を私立幼稚園・こども園・保育園等に広げていく先導的な役割を担う必要がある。	③	保幼小の円滑な接続に資する取組が、より多くの施設で効果的に実施されるよう、引き続き、幼稚園、子ども園、保育所、小学校等に対して、本手引きのさらなる活用促進やモデル事業の成果の普及に取り組んでいます。

意見番号	該当箇所		中間案に対するご意見概要	対応区分	ご意見概要に対する考え方
	該当箇所	ページ			
54	4 教育施策 2 人間形成の基礎を担う幼児教育の充実 主な取組内容6	p14	<p>主な取組内容6の表現を次のとおりとしてはどうか。</p> <p>「三重県保幼少の円滑な接続の手引き」にも示されているように、公立幼稚園は幼児期の教育と小学校教育の円滑接続のあり方を実践研究し、そこから得られた成果を、私立幼稚園、こども園、保育所等に広げていく先導的な役割を担う必要がある。地域における幼児期の教育センター的な役割を果たす。また、幼児期における特別支援教育の充実を図り、障がいのある子どもや特別な配慮を要する子ども、外国人の子どもに対し教育的ニーズの課題を把握し適切な体制のもと指導や支援を充実させることにより、インクルーシブ教育の実践を図る。</p>	③	<p>インクルーシブの視点での保育の実現は重要であると認識しており、県では、国籍に関係なく特別な支援を必要とする子どもたちの発達や子育てに関して、保健・福祉・教育等の関係機関が連携した相談対応や必要な情報の提供など、地域の実情に応じたネットワークが充実するよう市町に働きかけているところです。また、日本語指導が必要な子どもたちや保護者を支援するための巡回相談員を対象として特別支援に関する研修を実施するなど、適切な対応ができるよう取り組んでいます。</p> <p>「5 特別支援教育の推進」において、障がいのある子どもたちと障がないない子どもたちが互いに理解を深め、尊重する態度を育むことを基本的な取組方向として掲げており、個別のニーズに応じたきめ細かな教育、保育の充実に取り組んでいます。</p>
55	4 教育施策 2 人間形成の基礎を担う幼児教育の充実 主な取組内容9	p15	<p>園長、所長を希望する者は必ず園長試験を受け選抜されるべきであると考えます。教育委員会からの一方的な人事で園長になった方のなかには、管理職としての役割を理解されていない方もいます。危機管理に関して対応できなかつたり、教員を育てよう認めようという意識がなく、人事異動で排除しようとしたり、教員の勤務時間や年休取得に配慮できなかつたりなど、とても運営改善や諸課題を解決しようという意識は感じられません。</p> <p>子どもたちに豊かな学びを保障していくには、まず教職員が元気に笑顔で保育し、勤務できる環境が必要です。教員暴行問題も他人事では決してありません。管理職が人権感覚を磨いていくという姿勢がみられない職場では、働く意欲も落ちてしまいます。</p> <p>研修は園長、所長を希望する者なら誰でも受講可能でいいと思いますが、園長、所長になる人材についてはその適正をしっかりと見極めて選抜していただきたい。</p> <p>すべての乳幼児期の子どもたちが豊かな学びがえられるよう広い視野を持ち、現場の意見も反映しながら、関係機関と連携しあい、より良い乳幼児教育を目指して先導していただける園長、所長であることを望みます。</p>	③	<p>幼稚園等において、幼児の豊かな学びの実現に向け、園(所)長のマネジメントのもと、教職員が遊びや多様な体験活動の環境づくりに意欲的に取り組み、保育活動を充実させていくことが大切です。公立幼稚園等の人事管理は、任命権者である市町が所管する事項となっており県としましては、幼稚園等の運営の改善や保育等に係る諸課題の解決に向け、園(所)長等を対象とした研修等を実施してきます。</p>
56	4 教育施策 2 人間形成の基礎を担う幼児教育の充実 主な取組内容10	p15	<p>私たち職員は、職種は違ってもそれぞれ自分たちの仕事に誇りを持って子どもたちと向き合っている。保育士等でまとめるのではなく、「幼稚園教諭、保育教諭、保育士等」と明記すべきである。</p> <p>また、公立幼稚園は園の減少や採用・代替教諭の不足という状況により、安定した公立幼稚園教育を行うことが難しくなってきており、「人材確保」だけでなく、「定着促進」も必要である。</p>	①	<p>ご意見を踏まえ、記述を修正します。</p> <p>なお、「人材確保」については、「離職防止＝定着促進」と「新規確保」の両面を含んでいると考えています。</p>

意 見 番 号	該当箇所		中間案に対するご意見概要	対応区分	ご意見概要に対する考え方
	該当箇所	ペ ー ジ			
57	4 教育施策 2 人間形成の基礎を担う幼児教育の充実 主な取組内容10	p15	<p>幼稚園教諭、保育教諭、保育士も看護職員と同様に命を預かり、人間形成の基礎を担う乳幼児教育に携わる職種として重要性に重みをおいて、職員確保や人材育成に取り組んでいただきたいことから、主な取組内容10(教育施策9 主な取組内容21)の表現を次のとおりとしてはどうか。</p> <p>幼稚園教諭、保育教諭、保育士の「人材確保」「定着促進」「資質向上」の3つの視点を重要視し、働きやすい職場づくりを推進するとともに、キャリアアップ研修等を通じて、就学前教育・保育の質の向上を図ります。</p>	①	<p>ご意見をふまえ、記述を修正します。 なお、「人材確保」については、「離職防止＝定着促進」と「新規確保」の両面を含んでいると考えています。</p>
58	4 教育施策 2 人間形成の基礎を担う幼児教育の充実 主な取組内容12	p15	<p>「11 障がい児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、児童発達支援、放課後等デイサービスなど障がい児のためのサービスの充実を図ります。」と書かれている。実際に度会郡内の学校の子どもたちも利用し、子どもたちの拠り所、保護者の負担軽減にもなっている。しかし、補助金が打ち切れられると存続が難しいと聞いています。支援が必要な児童の為に、放課後等デイサービスの施設が存続していくように、資金面での充実も図られるように進めて頂きたい。</p>	③	<p>放課後等デイサービス事業所の運営に係る費用(報酬)については、利用する障がい児の人数や状態等に応じて市町から給付されており、事業所に対する補助金とは異なっているところですが、今後とも支援が必要な障がい児に対し必要なサービスが提供されるよう、報酬額については必要な改善を図るよう国に対し要望していきます。</p>
59	4 教育施策 3 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成	p16 ~19	<p>小中学校ではICTが進んでいるように思われるが、高校になると、途端に施設・設備などの環境が悪化し、ICTなどほど遠い状況になっている。</p> <p>小中学校の図書館に、学校司書が限られた時間しかおらず、司書教諭の授業軽減もない。そのような状況で図書館を活用した授業の展開、子どもの読書指導、読解力の育成などをどのように行う考えなのかわからない。</p> <p>現状の「環境」の問題点を把握し、それらを改善していく意志が明確にされた施策を望みます。</p>	③	<p>令和4年度から実施される高等学校学習指導要領では、学習活動にICTを活用することの必要性が示されています。 県においては、本年度、IT業界をはじめとする産業界等の外部有識者で構成する「新時代に求められるICT活用能力の育成」検討協議会を開催し、三重の生徒たちに育成したい力や、その力を育成するためのICT環境等について、協議していただきました。</p> <p>高等学校におけるICT環境の整備については、新学習指導要領や上記協議会の意見等も踏まえ、今後の整備の進め方等について、早急に検討していきます。</p> <p>また、学校図書館が機能を充分に発揮するためには、図書館資料の充実と、司書教諭及び学校司書の配置の充実やその資質・能力の向上の双方が重要となります。平成26年に改正された学校図書館法では、各学校に、学校司書を置くよう努めることが規定されています。また、文部科学省では、平成29年度から令和3年度までの5年間を期間とする「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定し、市町における学校図書館図書の整備及び学校司書の配置のための地方財政措置を行っています。</p> <p>本県といたしましては、学校図書館整備図書整備等5か年計画に伴う地方財政措置を、各市町において積極的に活用いただくために周知を図るとともに、市町等教育委員会と連携し学校図書館を活用した教育の充実を図ります。</p>

意見番号	該当箇所		中間案に対するご意見概要	対応区分	ご意見概要に対する考え方
	該当箇所	ページ			
60	4 教育施策 3 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成	p16～19	<p>現在、自分の学校では毎年外国にルーツを持つ生徒が多数転入転出してます。言語も様々になり、最近では外国籍の特支学級在籍も増えてきました。また、母国語と日本語が中途半端な状態になり両方ともが思うように話せなかつたり書けなかつたりする子どもたちがいます。巡回指導の先生も来ていただく日数が少なく、トラブルが起きた時も家庭訪問は両親の帰ってくる夜が多いので通訳の先生方はご好意で残ってくれています。</p> <p>将来のことを考えてとありますが、日本語能力試験を受けたても他県まで行くことや、手続きなどとても難しく、うちは学校で教員がやっていますが、他校では人員が足りず引率ができないため断念をしている生徒がいました。</p> <p>ティームティーチングも書いてありますが、これらを実現するには教員の数が足りません。そこがクリアになっていないのに、どうやって取り組んでいくのでしょうか。</p> <p>三重スタディも、そのものは悪いと思いませんが、採点や入力のために部活をやめたり早帰りにして時間を確保している学校もあると聞きます。子どもたちや教員の時間をさかなくてもいいように、採点は委託にしていただきたいです。</p>	③	<p>本県においては、外国人児童生徒教育の充実に向けた教員の配置を実施しております、引き続き、その確保を図ります。</p> <p>みえスタディ・チェックは、学習指導要領の理念・目標・内容等に基づき、学習指導上特に重視される点や身に付けるべき力を具体的に示すメッセージとなる問題を出題しています。これらにより測れるのは学力の一部分ですが、子どもたちが学習指導要領で求められている力を確実に身に付けているかどうかを確認し、以降の授業改善や、個に応じたきめ細かな指導につながると考えています。</p> <p>そのため、みえスタディ・チェックの取組を指導に生かしていくためには、子どもたち一人ひとりの学習内容の定着状況や取り組む姿勢等を把握することが重要です。その際、正答・誤答の状況だけでなく、子どもの解答用紙から既習漢字の使用の有無、記述問題における文章構成や分量、筆圧、文字の状態、消し跡などデータからは読み取れない子どもたちの状況等を具体的に見取り、分析することが大切だと考えています。</p> <p>また、みえスタディ・チェックの結果を活用して、子どもたちが「どこまでできるようになったか」、「どこでつまずいているか」を学校全体で共有し、できていない内容をできるようにすることは、学力保障の観点からも重要であり、子どもたちにとっても「やればできる」という思いとともに、自己肯定感や自尊感情の高まりや、主体的に学ぶ態度の涵養につながると考えています。</p> <p>県としましては、学習内容の理解・定着に向け、みえスタディ・チェックが子どもたちや各学校にとってより効果的なものとなるように改善を図っていきます。</p> <p>今後も、子どもたちの夢や希望がかなえられるよう、学校、家庭、地域が一体となって学力向上の取組を進めていきます。</p>
61	4 教育施策 3 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成 基本的な取組方向	p16	学力向上を組織的に進めるには、教職員定数を増やすことが必要です。現在の学校現場は多忙を極めており、子どもにかかる時間や教材研究などにかける時間よりも、事務的なことに追われるが多く、改善されていない。働き方改革とも相容れない。日々の子どもの姿をしっかりとらえ、丁寧な指導、多様な学びを進めていこうとする上で、人材的支援は必要不可欠と考えます。	③	<p>小中学校の教職員については、義務標準法に基づき、学校数や学級規模及び地域の教育課題により国で措置されています。加えて、国の教職員数だけでは十分に対応できないため、県単独で教職員を配置しています。</p> <p>県としましては、引き続き、国に対して、1学級あたりの児童生徒数の上限の引き下げや配置の維持・拡充について要望するとともに、児童生徒の様々なニーズや課題にきめ細かに対応するため、県単独での教職員配置に努めています。</p>

意見番号	該当箇所		中間案に対するご意見概要	対応区分	ご意見概要に対する考え方
	該当箇所	ページ			
62	4 教育施策 3 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成 主な取組内容2	p16	「カリキュラム・マネジメント」をうたいながら、市町や学校・園の教育内容にかかわる内容が目立つ。例えば、同項目の5番で、学習の分析方法や授業改善にふれているが、そもそもこれらは学校・園が子どもの状況をふまえた上で、学校・園にとって何が必要なのかを考え、その方策を考え、実施することが「カリキュラム・マネジメント」であると考える。 各学校・園が「カリキュラム・マネジメント」をするために、必要な支援を県がおこなうべき。	①	<p>カリキュラム・マネジメントは、教職員が複数の教科等と連携を図りながら授業をつくること、学校教育の効果を常に検証して改善すること、教育内容と地域の人材や施設等を効果的に組み合わせて活用すること等により、学校における教育目標の実現に向け教育活動全体の質的向上をめざすものであり、学校における一定の方針のもと個々の教職員が担っていくものとなります。</p> <p>例としてあげていただきました主な取組内容5については、県教育委員会が市町等教育委員会や学校の要望をふまえ、教育効果の検証や改善に活用できるツールを提供しているものです。このようにツールを提供している場合においても、どのように改善に取り組んでいくかは、各学校におけるカリキュラム・マネジメントによる事となります。</p> <p>県としましては、カリキュラム・マネジメントの充実に向け、教職員・管理職への研修機会の提供や、教育活動の評価・改善に係る好事例の普及、市町等教育委員会や学校と連携し、子どもの学びを深める教育課程の編成に向けた支援等に取り組んでいきます。</p> <p>この旨もふまえ、「7 地域との協働と信頼される学校づくり」の施策にカリキュラム・マネジメントに関する研修の実施について取組を追加しました。</p>
63	4 教育施策 3 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成 主な取組内容3, 17	p16 p18	課題を自分事としてとらえ、主体的に学ぶ学び方を身に着けることは生涯学習の基礎としても、大変重要です。そして、そのためには、学校図書館がいつでも活用でき、蔵書や新聞・雑誌、その他のメディア資料が充実していることが必要です。しかし、現実にはもともと少ない図書予算はさらに削減方向にあり、国のいう新聞活用とは裏腹に「新聞を増やすなら図書費が減るだけ」と図書館に置く新聞を2紙から1紙のみに減らされた現場もあります。経済的に厳しい面はありますが、思考力の高い子どもを育むためにも、県の責任において、学校図書館の図書等資料の充実、データベース導入、プロジェクターや電子黒板などの整備拡充をぜひともお願いしたい。また、それらがきちんと機能するよう、正規で専門、専任の学校司書を継続して配置願いたい。 また、言語活動はすべての基本であり、学びを下支えするものと考えます。ベースとなる「読む力」をつけるため、読書の機会を学校においても一定時間、増やしてほしいと思います。そうでないと家庭において、読書環境に恵まれない子どもも少なくない中、学び方を知らないまま社会に出る場合も多いと予測されます。環境格差が連鎖しないように、読書時間を確保するなどの対策が必要な学校もあるのではないかでしょうか。	③	学校全体での施設・設備等を考えながら、必要かつ効果的な図書等資料を充実させができるよう、また、ICT整備についても、図書館も含めて学校全体を考えながら、効果的な整備ができるよう検討していきます。県立学校においては、正規の学校司書について継続的な配置を図ります。

意 見 番 号	該当箇所		中間案に対するご意見概要	対応区分	ご意見概要に対する考え方
	該当箇所	ページ			
64	4 教育施策 3 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成 主な取組内容5	p16	全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェックについてです。いとこの子どもたちは、「6年生になると学調っていうのがあるの。4年生や5年生になるとみえスタディ・チェックがあるんやで。めっちゃいや。たくさん問題解かなあかんし、テストばかりの一日なんやで。」と憂鬱そうでした。この調査は子どもたちにとってどんな意味があるのでしょうか。子どもたちは、授業が大好きです。「今日は、こういうことを勉強した。」と楽しそうに話す姿を見るとわたしも元気ができます。勉強を教えていて、豆知識を話していると子どもたちは「それってテストに出る？」と聞いてきました。落胆しました。テストばかりをして、結果の点数に一喜一憂している点数主義の結果がいとこの子どもたちの姿に現れているのでは不安です。子どもたちの学びは、点数だけで測れるものではないと考えます。子どもたちにとって本当に大切な学びは何かを考えてください。それはきっと、全国学力・学習状況調査やみえスタディ・チェックで現れてこないものではないでしょうか。	③	<p>子どもたちの学力が向上することは、自己肯定感やチャレンジする力を高め、将来の夢を実現するための可能性や選択肢の拡大につながっていくと考えられ、現在、本県では、子どもたちが学ぶ楽しさ・わかる喜びを実感しながら学び、自らの希望と未来を支える学力を身につけられるよう、学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちの学力の向上に取り組む「みえの学力向上県民運動」を実施しています。</p> <p>学力の育成にあたっては、学習指導要領に示された生きる力を子どもたちに育むことをめざし、習得・活用・探究という学びの過程において、実際の社会や生活で生きて働く知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等を育成するとともに、主体的に学びに向かう態度を養うことが大切です。</p> <p>全国学力・学習状況調査やみえスタディ・チェックは、学習指導要領の理念・目標・内容等に基づき、学習指導上特に重視される点や身につけるべき力を具体的に示すメッセージとなる問題を出題しています。これらにより測ることができるのは学力の一部分ですが、子どもたちが学習指導要領で求められている力を確実に身につけているかどうかを確認し、授業改善や、個に応じたつまずきの克服につながると考えています。当該学年で身につけておくべき学習内容について、できていない内容をできるようにすることは、学力保障の観点からも重要であり、子どもたちにとっても「やればできる」という思いとともに、自己肯定感や自尊感情の高まり、主体的に学ぶ態度の涵養につながると考えています。</p> <p>今後も、子どもたちの夢や希望がかなえられるよう、学校、家庭、地域が一体となって学力向上の取組を進めていきます。</p>
65	4 教育施策 3 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成 主な取組内容8, 9, 10	p17	外国につながる子どもたちの数は今後ますます増え、その中には日本語の習得が不十分な状態で来日する子どもたちが多く含まれることが予想される。しかし、これらの子どもたちが通う県内の学校現場での日本語指導の現場では人材も教材も不足しており、子どもたちが教育を受ける機会を十分に満たしているとは言えない。今以上に日本語支援のための方策を講じなければ、ダイバーシティ社会をうたう県の方針が「絵に描いた餅」に終わってしまうことになりかねない。	③	<p>県においては、国事業を活用し、市町が実施する初期適応指導教室など、外国人児童生徒の受入体制の充実を図る取組を支援しています。</p> <p>また、外国人児童生徒巡回相談員を配置し、要請のあった県内の小中学校等への訪問により、日本語指導や学校生活への適応指導等にあたっています。令和元年度は、タガログ語の巡回相談員を1名増員し、ポルトガル語対応7名、スペイン語対応2名、タガログ語対応4名の13名での学校訪問を行っています。</p> <p>今後も日本語指導が必要な外国人児童生徒の増加が見込まれることから、日本語指導や学校生活への適応指導の一層の充実を図っていきます。</p>

意 見 番 号	該当箇所		中間案に対するご意見概要	対応区分	ご意見概要に対する考え方
	該当箇所	ページ			
66	4 教育施策 3 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成 主な取組内容9	p17	「日本語で学ぶ」とあるが、学習内容の理解と定着のためを思うのであれば、理解が難しい日本語で学ばせるよりも、その子どもの理解できる母国語で学ばせるべき。例えば算数であれば、理解しにくい日本語を読み取り、さらに計算の仕方を学ぶことになってしまふしんどさがある。日本語の学習はそれは別個に必要なのであって、全教科を日本語で学ばせる必要はないのではないか。	③	<p>本県においては、外国人児童生徒教育を以下のステップで整理し、市町教育委員会等と連携しながら支援の取組を推進しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ステップ1…各市町教育委員会における受入体制整備の支援 ・ステップ2…日本語指導・適応指導の充実における支援 ・ステップ3…教科指導の確立に向けての支援 <p>「日本語で学ぶ力の育成をめざしたカリキュラムを活用した指導」とは、ここで言うステップ3を表し、日常的な会話はある程度できるものの、学習活動への参加が難しい子どもたちに対し、学習活動に日本語で参加するための力(学ぶ力)の育成をめざしています。この「日本語で学ぶ力」とは、日本に定住し進学・就職をしたいと考える子どもたちにとっては必要不可欠な力となります。</p> <p>ただし、児童生徒にとって、授業においては理解しにくい日本語等があります。その部分については、県では外国人児童生徒巡回相談員、市町では母語支援員等の配置により、引き続き支援していきます。</p>
67	4 教育施策 3 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成 主な取組内容10	p17	「外国人の子どもの…」「情報提供を進める」と書かれているが、この方針はこれまでと同じである。しかし、現状は、公立高校の入学者選抜の要項ですら、翻訳がされない状況が続いている。 外国につながる子どもやその家庭にとって、真に自己実現につながるよう、さらに取組をすすめてほしい。 あわせて、各校で工夫しているが、多言語化がすすんでいる実態のなかで、すべての子どもたちに平等に情報がいきわたるよう、人的な支援を望みます。	②	<p>県立高等学校入学者選抜の要項は、日本語での記載となっていますが、多言語による高等学校の制度や奨学金等に関する情報を(公財)三重県国際交流財団作成の「高校進学ガイダンスガイドブック」にて提供しています。(http://www.mieif.or.jp/jp/guidance_guidebook.html)</p> <p>また、県立高等学校入学者選抜における外国人生徒等の特別枠入学者選抜について周知するため、県内在住の外国人住民に向けた多言語情報提供ホームページ(https://mieinfo.com/ja/)にて、5言語(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、英語)に翻訳し掲載しています。</p> <p>さらに、外国人生徒を対象に、教科指導や進路相談等の業務を行う「外国人生徒支援専門員(ポルトガル語、スペイン語)」2名を県立高等学校1校に配置しています。</p> <p>また、外国人生徒及び保護者が日本の学校制度や働き方にについて理解を深め、将来の生活を見通して進路を選択できるよう、就職支援等を行う「外国人生徒キャリアセンター」1名を県立高等学校に配置するとともに、就職や進学に関する進路セミナー等を実施しています。</p> <p>今後も、外国人生徒が、社会的自立を果たし、社会の一員として活躍できるよう、支援を進めています。</p>

意見番号	該当箇所		中間案に対するご意見概要	対応区分	ご意見概要に対する考え方
	該当箇所	ページ			
68	4 教育施策 3 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成 主な取組内容 11, 13	p17	取組内容にあるように、「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができるよう、人権教育」の推進は、非常に重要です。 大綱の中には、「外国人の子ども」「障がい児」はでてきますが、性的マイノリティの課題(SOGI等)はでできません。「誰一人取り残さない、みんなが大事にされる安全安心の三重の実現」にとっては、とても大切な視点が抜け落ちていると思います。そのための教育は必要であり、教職員の研修の機会は保障されるべきでしょう。 また、学校・園だけでなく、県内にあるすべての施設では、上記の課題をふんだんUDにもとづいたものになる必要があると考えます。	②	県では、自分の人権を守り、他者の人権を守るために実践行動ができる力を育むことを目的として取組を進めています。 三重県人権教育基本方針では、教育として、その解決に取り組むべき課題として、性的マイノリティの人権を含む16の人権問題を示しています。これをふまえ、学校においては、性的マイノリティの人権について理解を深める学習や当事者が相談しやすい環境づくりを進めています。このことについては、主な取組内容の11に含めて記述しているところです。 県では、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、公共的施設において障がい者、高齢者等が安全かつ快適に利用できるようにするための整備基準を定めるなど、すべての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現をめざして取組を一層進めていきます。
69	4 教育施策 3 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成 主な取組内容13	p17	ユニバーサルデザインのまちづくりに関する学習機会の充実に向けて具体的にどのように取り組むのか。	⑤	ユニバーサルデザインの考え方を浸透させるよう、市町、市町教育委員会、社会福祉協議会等と連携して、次世代を担う子どもたちに「学校出前授業」を実施し、ユニバーサルデザインのまちづくりの意識を育む環境づくりを一層推進していきます。
70	4 教育施策 3 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成 主な取組内容17	p18	学校図書館が活用されるためには、学校司書の配置が欠かせません。 三重県の県立高校には、昔から学校司書が配置され、生徒と本をつなぐ役割をしてきました。また、学校図書館が主体的・対話的で深い学びの場となっているのも、学校司書がいるからこそです。ぜひ、高校と同じように、小中学校や特別支援学校にも、学校司書を配置してください。子どもたちの学びが深くなり、主体的に考えられる子どもが増えることだと思います。	③	現在、県立高等学校においては全ての学校に学校司書を配置し、県立特別支援学校においては3校に学校司書を配置しています。 学校図書館が機能を充分に発揮するためには、図書館資料の充実と、司書教諭及び学校司書の配置の充実やその資質・能力の向上の双方が重要となります。平成26年に改正された学校図書館法では、各学校に、学校司書を置くよう努めることが規定されています。また、文部科学省は、平成29年度から令和3年度までの5年間を期間とする「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定し、市町における学校図書館図書の整備及び学校司書の配置のための地方財政措置を行っています。 本県といしましては、「学校図書館整備図書整備等5か年計画」に伴う地方財政措置を、各市町において積極的に活用いただくために周知を図るとともに、市町等教育委員会と連携し学校図書館を活用した教育の充実を図っていきます。

意 見 番 号	該当箇所		中間案に対するご意見概要	対 応 区 分	ご意見概要に対する考え方
	該当箇所	ペ ー ジ			
71	4 教育施策 3 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成 主な取組内容17など	p18	学校図書館を活用した授業など、について。 図書館を利用した授業の場合、授業担任の教員と司書との連携がかかるません。授業内容や必要な資料、教員の行いたい授業目的を司書と共有することで適切かつ有効な学校図書館を活用した授業が行えます。 場としての図書館ではなく、司書がいる図書館であることで有機的な図書館運用ができると思われます。 そのために安定した図書館運用のために、正規司書の配置を。	③	学校図書館を有機的に活用した授業の実施に向けては、授業担任の教員と司書との連携が重要となります。平成26年に改正された学校図書館法では、各学校に、学校司書を置くよう努めることが規定されています。また、文部科学省は、平成29年度から令和3年度までの5年間を期間とする「学校図書館整備等5か年計画」を策定し、市町における学校図書館図書の整備及び学校司書の配置のための地方財政措置を行っています。 本県といたしましては、「学校図書館整備等5か年計画」に伴う地方財政措置を、各市町において積極的に活用いただくために周知を図るとともに、市町等教育委員会と連携し学校図書館を活用した教育の充実を図っていきます。
72	4 教育施策 3 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成 主な取組内容17	p18	学校図書館を活用した授業や、ビブリオバトル等の多様な読書活動を促進し、子どもの読書機会の拡充に取り組むことにより、「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成を目指すなら、長期的視野を持って学校図書館運営を行える図書館・本・情報のプロ(=学校司書)が必要です。子どもたちが学校にいる間はいつも図書館が使って、そこにはいつもプロ(=学校司書)がいる環境を、まず整えることが何よりも重要だと思います。	③	学校図書館が機能を充分に発揮するためには、図書館資料の充実と、司書教諭及び学校司書の配置の充実やその資質・能力の向上の双方が重要となります。平成26年に改正された学校図書館法では、各学校に、学校司書を置くよう努めることが規定されています。また、文部科学省は、平成29年度から令和3年度までの5年間を期間とする「学校図書館整備等5か年計画」を策定し、市町における学校図書館図書の整備及び学校司書の配置のための地方財政措置を行っています。 本県といたしましては、「学校図書館整備等5か年計画」に伴う地方財政措置を、各市町において積極的に活用いただくために周知を図るとともに、市町等教育委員会と連携し学校図書館を活用した教育の充実を図っていきます。
73	4 教育施策 3 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成 主な取組内容17	p18	学校図書館の専門職員(司書教諭、学校司書)配置や予算状況が地域や学校ごと(特に小中学校)に違い、子どもたちや教員が受ける図書館サービスに格差が生じている実態がある。 人員や予算に恵まれた環境の学校図書館であれば、授業やビブリオバトル等の読書活動がおこなえるが、そうではない学校では難しい。 この項目に、人員・予算を含めた環境整備についても盛り込んでいただきたい。	③	学校図書館が機能を充分に発揮するためには、図書館資料の充実と、司書教諭及び学校司書の配置の充実やその資質・能力の向上の双方が重要となります。平成26年に改正された学校図書館法では、各学校に、学校司書を置くよう努めることが規定されています。また、文部科学省は、平成29年度から令和3年度までの5年間を期間とする「学校図書館整備等5か年計画」を策定し、市町における学校図書館図書の整備及び学校司書の配置のための地方財政措置を行っています。 本県といたしましては、「学校図書館整備等5か年計画」に伴う地方財政措置を、各市町において積極的に活用いただくために周知を図るとともに、市町等教育委員会と連携し学校図書館を活用した教育の充実を図っていきます。

意見番号	該当箇所		中間案に対するご意見概要	対応区分	ご意見概要に対する考え方
	該当箇所	ページ			
74	4 教育施策 3 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成 主な取組内容17	p18	読書活動の推進、読書機会の拡充のために必要な「読書環境の整備」に関する記述をほしい。 図書館施設、図書館資料の充実、司書の配置など、行政が努めるべきことだと思う。	①	ご意見をふまえ、記述を修正します。
75	4 教育施策 3 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成 主な取組内容17	p18	主体的な学びや、想像力・思考力の育成が重視されるなか、学校図書館の役割は増しているが、多様な学習や読書に対応するための環境が整っていない現状がある。学校図書館の環境整備の必要性についても記述が必要である。	①	ご意見をふまえ、記述を修正します。
76	4 教育施策 3 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成 主な取組内容17 4 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成 主な取組内容1	p18 p20	学校図書館を活用した授業や探究的な学びは、それをおこなう教職員自身の多くが体験してこなかったと思われます。それらに関する研修の機会を増やすことが必要ではないでしょうか。	③	<p>学校図書館を活用した授業等を行うためには、教職員が知識や技能を身につける必要があります。現在、学校図書館を計画的に活用した授業を行っている県内小中学校の比率は、各市町等の積極的な取組により、増加しておりますので、好事例についてのホームページ等を周知し、情報共有を図っています。</p> <p>また、新学習指導要領において、各教科における学校図書館の活用が盛り込まれておりますので、説明会等において、学校図書館の利活用を促進しています。</p> <p>県としましては、今後も市町等教育委員会と連携し、学校図書館を活用した教育の充実を図っていきます。</p>
77	4 教育施策 3 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成 主な取組内容20	p18	「1学校1運動」の取組とはどういうものか。	⑤	県内の小・中学校において、各学校が児童生徒の体力・運動能力の向上に向け、体育・保健体育の授業以外に、運動の日常化、運動時間の確保を目指す取組です。(学校全体でなわとびやマラソン等に取り組む活動)

意 見 番 号	該当箇所		中間案に対するご意見概要	対応区分	ご意見概要に対する考え方
	該当箇所	ページ			
78	4 教育施策 3 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成 主な取組内容 21, 24	p18	三重県部活動ガイドラインに基づいた適切な部活動運営の推進とトップアスリートの育成するため、一貫した強化体制による育成・強化は、相反するものではないのか。	③	<p>部活動は、子どもたちが学級や学年をこえて、共通の目標を持ちながら、協調性や思いやり、一体感を培うとともに、切磋琢磨することを通じて、達成感や充実感が得られるなど、生徒の成長に大きく資するものです。</p> <p>三重県部活動ガイドラインに基づく適切な部活動の運営により、生徒の取組への興味・関心を高めることは、生徒が生涯を通じてスポーツや文化・芸術活動を継続する力になるとともに、競技力の向上やアスリートの育成にもつながると考えます。</p> <p>県としましては、生徒や指導者の「頑張りたい・勝たせてあげたい」等というモチベーションも大切にしたいと考えており、部活動の指導者を対象に、スポーツ医・科学の知見に基づく効果的・効率的な部活動運営となるよう研修会を開催しています。</p>
79	4 教育施策 3 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成 主な取組内容 25, 27	p18	教育では、取組内容25であるように、子どもたちが将来にわたり、健康で充実した生活が送れるよう知識と実践力を培うことが大切です。 教育は医療現場ではありません。取組内容27にある「フッ化物洗口」は、間違いなく医療であり、薬物による予防です。薬物の取り扱いがあるため、養護教諭だけでなく、すべての職員、そしてすべての子どもたちが正しく理解して利用する必要があります。危険がなく、子どもたち自身の実践につながる教育になるよう「フッ化物洗口」については反対をします。	③	<p>むし歯予防のために行うフッ化物洗口は、学校保健安全法における保健管理の一環として実施されているものであり、薬事法及び薬剤師法にも抵触しません。既に全国の保育所(園)、幼稚園、学校においては、多くの園児・児童生徒を対象に確立された実施法により、安全に実施されています。</p> <p>本県では、みえ歯と口腔の健康づくり条例における基本的施策として、「学校等におけるフッ化物洗口等の科学的根拠に基づく、効果的な歯科保健対策の推進」が定められているところであります。フッ化物洗口の法的位置づけや安全性について正しく理解してもらえるよう周知に努め、子どもたちの歯と口の健康づくりに取り組んでいきます。</p>

意見番号	該当箇所		中間案に対するご意見概要	対応区分	ご意見概要に対する考え方
	該当箇所	ページ			
80	4 教育施策 3 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成 主な取組内容27	p18	フッ化物洗口において使われる薬品については、身体への安全性に確認はなく、誤って飲み込んだり、アレルギー反応がおこったりと、思わぬ事故も考えられます。子どもたちのむし歯は、確実に減少傾向にあるのに、学校で薬品を使って子どもたちの身体にリスクを負わせる方法を推進することに疑問を感じます。学校・園では、子どもの実態に応じた保健指導等の充実に取り組むことが重要だと考えます。	③	<p>フッ化物洗口は、実施法が確立されており、全国の保育所(園)、幼稚園、学校において、多くの園児・児童生徒を対象に、安全に実施されています。万が一、洗口液1回分を誤って飲み込んで健康上の問題はなく、アレルギーを起こしたり、悪化したりすることもありません。</p> <p>三重県内の園児・児童生徒のむし歯は減少傾向にありますが、12歳児の一人平均むし歯本数は今なお全国平均よりも多く、家庭環境によっては、正しい食事や歯みがきの習慣が確立されておらず、多数のむし歯のある子どもたちも見受けられます。こうした中で、学校における歯みがき指導やフッ化物洗口は、重要であると考えています。</p> <p>また、みえ歯と口腔の健康づくり条例における基本的施策として、「学校等におけるフッ化物洗口等の科学的根拠に基づく、効果的な歯科保健対策の推進」が定められているところであります、フッ化物洗口の安全性等について正しく理解してもらえるよう周知に努め、子どもたちの歯と口の健康づくりに取り組んでいきます。</p>
81	4 教育施策 3 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成 主な取組内容28	p18	「がん教育」だけに限定するのはなぜか？他にも必要なものがあるのではないか。	②	<p>がんは、日本人の死因の一位であり、生涯のうちに二人に一人がかかるとされています。本県では、国の「がん対策基本法」に基づいて制定した「三重県がん対策推進条例」において、児童生徒の発達段階に応じて、がんに関する理解及び正しい知識を深めるための教育が行われるよう必要な取組を行うとしています。また新学習指導要領にもがんについて取り扱うことが明記されました。</p> <p>これらをふまえ、子どもたちががんについて正しく理解し、自他の健康と命の大切さについて考えるがん教育を充実することが重要と考えています。</p> <p>また、がん教育は、がんをほかの疾病等と区別して特別に扱うことが目的ではなく、がんを扱うことを通じて、ほかの様々な疾病的予防や望ましい生活習慣の確立等も含めた健康教育そのものの充実を図るものとしています。</p>
82	4 教育施策 3 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成 主な取組内容29	p19	「妊娠・出産に関する知識を正しく身につけられるよう」とありますが、「いのち」のすばらしさを理解し尊ぶことを意味するのであれば、「講演会」や「保育実習」という具体的なことのみで実現するのか疑問です。「性と生の教育」こそ必要だと考えます。また、なぜ「妊娠・出産」だけなのか、なぜ「ライフプラン・結婚・子育て」という狭い範囲の話なのかと感じます。リプロダクティブヘルス・ライツの視点にたった記述、「いのち」を大切にするという視点での記述を望みます。	①	<p>ご意見をふまえ、記述を修正します。</p> <p>また、性に関する指導を行う中で、子どもたちが、性と生について考えることはたいへん重要であると考えています。講習会の中でも、正しい知識を身につけ行動することの重要性や、自他を大切にすること等についても触れるようにしています。今後も子どもたちが「いのち」の大切さについて学ぶことができるよう、取組を進めています。</p>

意 見 番 号	該当箇所		中間案に対するご意見概要	対 応 区 分	ご意見概要に対する考え方
	該当箇所	ペ ー ジ			
83	4 教育施策 3 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成 主な取組内容 25, 30	p18 ~19	推進するためには、時間の確保が必要です。正しい生活習慣の定着が健康維持につながる。家庭への強い働きかけが必要だと考えます。また、望ましい食習慣を身につけるには、家庭や地域、生産者等連携することが必要不可欠です。学校だけでは限界があるので、家庭力をアップするような企業などの協同・連携の取り組みも必要ではないか。	③	<p>生涯にわたる健康の維持のためには、望ましい生活習慣の確立が重要であり、子どもたちへの指導とともに、家庭での取組が不可欠です。このため、教職員を対象に、効果的な家庭への啓発の仕方等を学ぶ研修会を実施し、学校の取組を支援しています。</p> <p>また、例えば朝食の摂取を含む望ましい食習慣の定着については、国の「つながる食育推進事業」を活用し、推進地域や実施校を指定して、家庭や地域と連携した取組を推進するとともに、企業の協賛や団体との共催のもと、子どもたちが朝食のメニューを考え、調理するコンクールを実施することで、家庭への啓発を図っています。</p> <p>今後も子どもたちが望ましい生活習慣や食習慣を身につけられるよう、家庭をはじめ、企業や関係団体とも協同・連携しながら取組を実施していきます。</p>
84	4 教育施策 3 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成 主な取組内容30	p19	学校における食育は、給食を中心とした取り組みが必要だと思います。家庭や生産者などと連携した食育を進めるために、コーディネーターの役割を担う栄養教諭のことを書く方がよいと思います。三重県として栄養教諭の増員、さらに全校配置を目指してほしい。	③	<p>食育において、学校給食を活用することは重要であり、栄養教諭はコーディネーターとしての役割を担いますが、学校における食育は、すべての教育活動を通じて、全教職員が十分に連携して行うことが求められることから、栄養教諭を特定した記述とはしていません。</p> <p>なお、栄養教諭等の総数につきましては、義務標準法に基づき国で指置されているところであり、国に対して、栄養教諭等の増員につながる栄養教諭の配置基準の改善等を要望していきます。</p>
85	4 教育施策 4 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成 主な取組内容1	p20	探究的な学びはひとりひとりへの柔軟で細やかな指導が必要になります。調べるにしても、1クラス40人一度に、しかも教員が1人、という体制では無理です。とくに、学習に対して意欲があるとはいえない子どもたちの場合、きめ細やかな対応と目配りがなくては、逆効果。悪くしたら学力格差を広げてしまいかねないと危惧しています。教職員の増員、研修の拡充、を早急に検討していただきたいと思います。	③	<p>探究的な学びについては、全教職員が協力して、互いの専門性や特性を生かすことが、一層の充実につながることから、校内のすべての教職員が協力して取り組む体制を整備することが重要であると考えます。</p> <p>研修については、探究的な活動充実のための調査研究を、「みえ科学探究コンソーシアム」を形成して実施しており、その成果を県内の学校へ普及していく予定です。探究的な活動に係る「指導の手引」や、科学技術人材育成に向けた手法を、県内へ普及することで、県内高等学校の探究的な活動の普及・充実に努め、教員研修を充実していきます。</p> <p>高等学校において、教職員定数は標準法で定められており、増員することは難しいですが、研修を通じて授業力の向上を図ることにより教育の充実を進めています。</p>

意 見 番 号	該当箇所		中間案に対するご意見概要	対 応 区 分	ご意見概要に対する考え方
	該当箇所	ペ ー ジ			
86	4 教育施策 4 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成 主な取組内容 4, 5, 6	p20	森林環境教育をすべての子ども達が取り組めるようにしてほしいです。小学校以降の学齢期では、学習内容が過密であり、森林環境教育に取り組みたいと考えている学校は多いかもしれないが、時間的余裕がなく、取り組めていないのではないかと思います。 幼児期は時間的余裕があり、小学校以上の学齢期よりは取り組みやすいと感じます。また、昨年の森林税のパブリックコメントで、幼児期の野外体験保育は森林環境教育の一環であると回答がありました。この教育大綱の見直しを機にさらに手を取り合っていただき、幼児期からすべての子ども達が森林環境教育を受けることのできる様、野外体験保育を含めた仕組みづくりを県が責任をもって行ってもらいたいです。	③	幼児期における野外体験保育は大切であると考え、教育施策2の主な取組内容の5に記述しております。野外体験保育の一環として、幼児が森林や木と関わる機会づくりに市町等と連携を図りながら促進しています。 幼児期から、県内の多くの子どもが自然の中で体験活動を取り入れた教育・保育を受けることができるよう、森林環境教育も含めた野外体験保育を、引き続き関係部局と連携して取り組んでいきます。
87	4 教育施策 4 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成 主な取組内容 8, 12, 16, 17	p21	8、12、16、17を隣接させるべきではないか。地域課題や地域産業は、伝統文化の高齢化や伝統産業の衰退に限ったことではないとは言え、伝統文化や伝統産業を活かしたほうが、さらに三重ならではの取り組みとなる。	③	主な取組内容2～8については、主体的に社会を形成する力の育成につながる取組としてこのように配置しました。また、13～17については、多文化共生、異文化理解、英語教育などグローバルな視点から展開する取組と、郷土教育のようなローカルな視点での取組を続けて配置することで、これらが一体となったグローカル教育の方向性を示しています。
88	4 教育施策 4 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成 主な取組内容15	p21	発達段階に応じて実践的に英語を使用できる機会の拡充があるが、市町の公立小中学校に対して具体的にはどのようなことを考えているのか。	⑤	県としましては、発達段階に応じて実践的に英語を使用できる機会の拡充のため、英語でコミュニケーションを行う目的・場面・状況を明確にした言語活動を設定するなどの授業改善が進むように取組を進めています。 具体的には、小中学校教員を対象にした授業改善の研修や、各市町教育委員会等の指導主事を対象に、新学習指導要領の求める英語教育についての会議を開催します。 今後も、小中学校等において言語活動を中心とした授業改善を進め、児童生徒の「聞くこと」「読むこと」「話すこと(やり取り、発表)」「書くこと」の力をバランスよく育んでいくよう取り組みます。
89	4 教育施策 4 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成 主な取組内容18	p21	STEAM教育を具体的にどう進めるのか。時間数確保や教育内容等、学校のカリキュラム編成の負担にならないか。	③	STEAM教育により、他者と協働しながら新たな価値を創造できる資質・能力を育成するため、研究校を指定し、「知る(知識・技術の習得)」と「創る(未知の課題や解決策を見出す)」ことが循環する学びを実践します。例えば、歴史の授業で、過去の発明について学んだ後、ものづくりの機材が並ぶ工房に学びの場を移して、実際にその発明品のプロトタイプを作つてみるような学びです。 具体的には、教科・科目、総合的な探究の時間、課題研究等において、学習活動がより探究的になるよう、企業や大学等の先端技術や科学的なデータも活用しながら、課題解決型学習を実践します。 そのため、教育課程を全く新たに編成したり、時間を特別に確保したりするのではなく、教科横断的で実践的な学びを進めています。

意 見 番 号	該当箇所		中間案に対するご意見概要	対応区分	ご意見概要に対する考え方
	該当箇所	ページ			
90	4 教育施策 4 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成 主な取組内容19	p21	計画的なプログラミング教育の実現に向けて、カリキュラム例などが記載された手引き等を作成していただきたい。	③	<p>教育課程は、各学校において編成するものとされており、プログラミング教育のねらいを踏まえつつ、学校の教育目標や児童の実情等に応じて工夫して取り入れていくことが求められています。</p> <p>各校において計画的にプログラミング教育を実施できるよう、県では、プログラミング指導者育成研修の受講者の実践事例集(97事例)を編集製本し、県内全市町教育委員会へ配付するとともに、ホームページ上にPDFファイルで提供しています。また、「プログラミング教育を実施した(実施予定も含む)単元や使用する教材等」を学年、教科等毎にまとめて情報提供するなど、支援を行っています。</p> <p>さらに、文部科学省・総務省・経済産業省によるWebサイト「未来の学びコンソーシアムによる『小学校を中心としたプログラミング教育ポータル』」において、実施事例や教材が示されています。</p> <p>これらを参考に、各学校において、プログラミング教育を実施する場面を、教育課程全体を見渡しながら適切に位置付け、必要に応じて外部の支援も得つつ、実施するよう促していきたいと考えています。</p>
91	4 教育施策 5 特別支援教育の推進	p23～24	全体的にインクルーシブ教育の視点が弱いと考える。子どもたちが社会のなかで多くの人々とともに生き、未来にむかっていくためには、学校がともに学ぶ場となること、ともに学ぶことを前提とした学校づくりが大切である。「交流等を通して共に学ぶ」とあるが、「交流」だけではなく、子どもがたがいにつながりあい、かかわりあうインクルーシブ教育をめざすべきと考える。	①	ご意見をふまえ、取組方向及び取組内容を修正します。
92	4 教育施策 5 特別支援教育の推進	p23～24	全体的にインクルーシブ教育の視点が弱いと考える。 子どもたちが、多くの人々と関わり、社会で生きていくために、もっと、交流を通して学ぶ環境を整えてほしい。	①	<p>障がいの有無に関わらず、全ての子どもが互いに尊重し合い、よさを認め合えることが大切であることから、いただいたご意見を踏まえ、取組方向及び取組内容を修正します。</p> <p>交流及び共同学習を積極的に進めため、市町等教育委員会に交流及び共同学習の目的や意義などについて理解と協力を求めるとともに、計画的・継続的に取り組めるような仕組みについての研究を通してその効果や課題をふまえ、内容の充実を図ります。</p>
93	4 教育施策 5 特別支援教育の推進	p23～24	子どもの成長過程に応じて柱立てがなされているが、そのせいもあって、他の柱立てと切り離されたような感を与えていたりする。インクルーシブ教育の考え方をもう少し取り入れるべきではないか。	①	<p>教育施策大綱の他の項目のすべてにおいて、特別な支援を必要とする子どもたちを含んでいます。そのうえで、特別な支援を必要とする子どもたちの自立と社会参画に向けては、早期からの一貫した切れ目ない支援を充実することが大切であると考えていることから、お示した中間案のような構成としております。</p> <p>いただいたご意見をふまえ、取組方向及び取組内容を修正します。</p>

意 見 番 号	該当箇所		中間案に対するご意見概要	対 応 区 分	ご意見概要に対する考え方
	該当箇所	ペ ー ジ			
94	4 教育施策 5 特別支援教育の推進 基本的な取組方向	p23	インクルーシブ教育システム構築のために、合理的な配慮、基礎的環境整備が不可欠ですが、理解はまだ十分ではありません。障害の有無にかかわらず、ともに学ぶことを前提として、学校や地域社会を作っていくために具体的な施設が必要であると考えます。特に、人的環境の面でかなり厳しい現状が依然としてあるのではないのでしょうか。	③	本県においては、国の定数や県単独で教員を配置し、特別支援教育の充実に図っています。 今後も、国に対して教員の維持・拡充を要望するとともに、県単独で措置している教員の確保を図ります。
95	4 教育施策 5 特別支援教育の推進 主な取組内容1	p23	支援情報ファイルとは何か、以前から言われているパーソナルカルテのことなのか。	⑤	特別な支援を必要とする子どもたちの自立と社会参画に向けて、早期からの一貫した支援や支援情報ファイル(パーソナルカルテ)を活用した確実な引継ぎ等を進めています。平成24年度から支援情報ファイルとして活用してきたパーソナルカルテについては、内容等を充実し、本人・保護者にとってより使いやすいものとして、普及していきます。
96	4 教育施策 5 特別支援教育の推進 主な取組内容6	p23	合理的配慮の提供を進めますとあるが、特別支援学校相当の児童が地域の学校に就学してくる状況にあるため、県が、基礎的環境整備を支援してほしい。	③	障がいのある子どもたちの就学先の決定にあたっては、市町等教育委員会が、保護者の思いをていねいに聞き取り、その思いを十分に尊重したうえで、障がいの状態や支援の内容、専門家の意見等をふまえ、最も適切な学びの場について総合的に判断しています。 公立小中学校への特別支援教育支援員の配置や施設整備等については、市町の所管する事項となります。県としては、国に対し支援員の配置の充実等の予算要望を引き続き行っています。今後も、県と市町がそれぞれの役割を果たしながら、支援体制の充実に向け取り組んでいきます。
97	4 教育施策 5 特別支援教育の推進 主な取組内容8	p24	交流について、実際は年数回程度、特別支援学校から依頼をして実施する形になっている現状があります。各校の担当者間のやりとりにとどまり、交流双方の学校総体としてどれだけ重要性を理解して、実際に取り組まれているか、本当に交流や共同学習が互いの子どもたちにとっての将来の共生社会に寄与しているのかと思います。場や時間を共有するだけでなく、ともに学ぶと言う視点をどう取り組んでいくのか、やっているという形だけ、形骸化しないように進めていってほしいと思います。	③	交流及び共同学習は、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合つて生きていくことの大さを学ぶ機会です。その意義について共通理解を図るとともに、今後も計画的、効果的に交流及び共同学習を進めます。
98	4 教育施策 5 特別支援教育の推進 主な取組内容8	p24	障がいの有無にかかわらず、すべての子どもたちが、ともに尊重しあいながら学ぶ環境の創造は、わたしたちの願いです。「交流」よりさらに日々の生活からすべての子どもたちがつながりあうことが大切です。 また、一人ひとりに応じた教育を開拓することと同時に、ともに学ぶ空間・環境が大切です。残念ながら、現在、学校・園ではそのような環境がしっかりと整っているわけではありません。すべての子どもたちに必要な学びができるよう、さらなる人的配置をお願いします。	③	本県においては、国の定数や県単独で教員を配置し、特別支援教育の充実に図っています。 今後も、国に対して教員の維持・拡充を要望するとともに、県単独で措置している教員の確保を図ります。

意 見 番 号	該当箇所		中間案に対するご意見概要	対応区分	ご意見概要に対する考え方
	該当箇所	ページ			
99	4 教育施策 5 特別支援教育の推進 主な取組内容8	p24	交流及び共同学習について書かれているが、特別支援学校在籍児童生徒の居住地交流を、児童生徒の実態や保護者の要望などを踏まえた回数に増やしてほしい。	③	交流及び共同学習を積極的に進めるため、市町等教育委員会に交流及び共同学習の目的や意義などについて理解と協力を求めるとともに、計画的・継続的に取り組めるような仕組みについての研究を通してその効果や課題をふまえ、内容の充実を図ります。
100	4 教育施策 5 特別支援教育の推進 主な取組内容8, 9	p24	「障がいのある子どもと障がいのない子ども」という文面が、すでに子どもを障がいの有無によって分けていたという印象をもってしまう。障がいの有無にかかわらず、インクルーシブ教育の理念をもちたい。現実問題として、交流や共同学習を行うためには、合理的な配慮が必要であるが、支援学級の1クラスの児童数が最大8名という定数で担任が一人では、現状として厳しいものがある。児童の最終的な目標として自立があるが、そのための一方法として人的配置や環境整備も必要となると考える。	③	本県においては、国の定数や県単独で教員を配置し、特別支援教育の充実に図っています。 今後も、国に対して教員の維持・拡充を要望するとともに、県単独で措置している教員の確保を図ります。
101	4 教育施策 5 特別支援教育の推進 主な取組内容13	p24	公立学校で医療的ケアを必要とする児童がいる場合の、実施マニュアルの作成や関係機関(医療や地域の特別支援学校等)の連携の在り方を明白にして、学校や担任教師だけが抱えるのではなく、どこにでも相談できる体制を整えたい。どの児童にも安心して学校生活が送れるようにしたい。	③	小中学校等において、医療的ケアを必要とする子どもの人数は増加の傾向があります。 県が実施する看護師対象の研修会や事例検討会等へ参加いただくなど、小中学校等において、安全で安心な医療的ケアが実施できるよう取組を進めます。 また、安全で安心な医療的ケアを実施するため、「特別支援学校における医療的ケアガイドライン」を平成31年3月に作成したところであり、市町教育委員会においてガイドライン等の作成が進むよう働きかけるなど、医療的ケアが必要な子どもが安心して学校生活を送れるよう取り組んでいきます。
102	4 教育施策 5 特別支援教育の推進 主な取組内容16	p24	スクールバスの乗車時間を短くするために、さらなる配備をお願いしたい。	③	特別支援学校の通学区域は広域であるため、乗車する児童生徒の実態や居住地等に配慮しながら、合理的な運行のための見直しを毎年行い、コースを決定しています。今後も引き続き、計画的な配備を進めています。

意 見 番 号	該当箇所		中間案に対するご意見概要	対 応 区 分	ご意見概要に対する考え方
	該当箇所	ペ ー ジ			
103	4 教育施策 6 安全で安心な学びの場づくり	p25 ~26	私が教員として勤務していたところでは、学校の木造改築を進めていた。三重県も木材の生産が特色であるので、こうしたことも進めていくべきではないか。	①	<p>本県での公共建築物における木材の利用については、「みえ公共建築物等木材利用方針」で木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項などが定められており、県立学校の整備に際しては、その趣旨に則り、木材の利用を図っているところです。</p> <p>木材は、子どもたちが心身とも成長する場である学校環境の質を高め、豊かで潤いのあるものとする効果、また、次代を担う子どもの教育の場で木材を使うことは、森林の保全、地域の産業や地球環境問題などについて学習する教材としての意義を持つものであると考えています。</p> <p>こういったことをふまえ、今後もコスト面にも留意しつつ「みえ公共建築物等木材利用方針」に則り、県立学校での木材利用を図っていきたいと考えおり、教育施策6に取組を追加しました。</p>
104	4 教育施策 6 安全で安心な学びの場づくり 主な取組内容2	p25	「学校全体でいじめ等の解決に取り組みます。」とありますが、解決の前に「いじめがおきないよう取り組み、万一起きてしまった場合早急な解決に取り組みます」としてほしい。	②	<p>いじめの未然防止につきましては、主な取組内容の「1」と「8」においてそれぞれ記述をしています。また、「2」につきましては、「子どもたちにいじめや暴力行為を許さない心を育む」と記述しており、このこともいじめの未然防止の取組の一つと考えています。</p> <p>いじめが起きてしまった場合の対応については、「2」において、組織的に対応していくという意味で、「学校全体で、いじめ等の解決に取り組みます」と記述しています。また、「7」では、早期解決を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による支援について記述とともに、「8」では、いじめに悩む子どもたちや保護者を対象とした専門的な教育相談について記述しています。</p>
105	4 教育施策 6 安全で安心な学びの場づくり 主な取組内容9	p26	家庭や地域と連携した避難訓練、と大綱に載せてしまうと、緊急時の保護者連絡にばかり注力して他のことをその他扱いしてしまう。保護者の参観があるからというので、見た目の態度や姿勢を良くしただけの訓練にしようとするようになる。また、保護者との連絡が取れることを最優先し、途絶した場合のことを考えられなくなるのではないか。	④	<p>主な取組内容9では、①学校における防災学習の推進により、子どもたちが自分の命を自分で守る「自助」の力を身に付ける、②家庭や地域と連携した避難訓練等の取組を通じて、子どもたちが地域の支援者として自ら行動し、地域防災の「共助」の役割を果たす、という2つの目的を持たせています。</p> <p>これらの目的を達成するため、防災における教職員の資質向上や災害時における児童生徒の安全確保などについては、各学校で当然取り組むべきこととして位置付けています。</p> <p>学校が保護者や地域等からの評価ばかりにとらわれないよう、本取組の趣旨を各学校と十分共有しながら進めていきたいと考えます。</p>

意見番号	該当箇所		中間案に対するご意見概要	対応区分	ご意見概要に対する考え方
	該当箇所	ページ			
106	4 教育施策 6 安全で安心な学びの場づくり 主な取組内容12	p26	地域の見守り隊がある中で、スクールガードリーダーの人材確保は困難である。予算措置もしていただきたい。	③	子どもたちの通学路等における安全を確保することは大変重要なことであり、すでに学校・家庭・地域が一体となって学校安全ボランティア(スクールガード等)による見守りが行われているところです。 そのような中、県としましては、見守りの質のさらなる向上を図るため、学校安全ボランティア(スクールガード等)に対する養成講習会を計画的・継続的に実施するとともに、学校安全ボランティア(スクールガード等)への指導・助言を行う専門的アドバイザーとしてのスクールガード・リーダー(熟練のスクールガードや警察OB等)を、地域の中から位置づけられよう市町等教育委員会とともに取り組んでいきます。
107	4 教育施策 6 安全で安心な学びの場づくり 主な取組内容16, 17	p26	子どもたちが貧困の状況にあっても、食を含む規則正しい生活を送れるよう、最低限学校現場でできる保障(例えば、給食の完全実施、貧困からくる家庭の協力が得られない子どもの学力保障のための学校でのきめ細やかな指導、クラブ活動の参加)のとりくみを強くとりあげるべきではないか。	③	子どもたちの貧困対策につきましては、学校教育による学習保障や地域住民による学習支援など、「三重県子どもの貧困対策計画」に沿って、具体的に取組を進めているところです。個別の取組については、次期「三重県教育ビジョン(仮称)」で詳しく示して行きます。
108	4 教育施策 6 安全で安心な学びの場づくり 主な取組内容17	p26	成人の貧困への対策が十分でない中、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとして位置づけるのは危険である。	④	「子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年)」に基づき、「子どもの貧困対策に関する大綱(平成26年8月29日閣議決定)」が定められ、学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策を展開することが国の重点施策とされました。三重県においても、「三重県子ども貧困対策計画(平成28年3月)」を定め、スクールソーシャルワーカー等の専門的な人材の配置や地域による学習の支援、関係機関のネットワーク構築を進めるとともに、就学の援助、学資の援助などに取り組み、貧困の状態にある子どもの教育を支援することとしています。 家庭の経済状況に関わらず、全ての子どもが質の高い教育を受けることができるよう、今後も取り組んでいきます。
109	4 教育施策 6 安全で安心な学びの場づくり 主な取組内容19	p26	「県立学校の計画的な老朽化対策を進め、学校施設の防災・安全対策の強化に取り組むとともに、地域における学校等の防災機能の向上に取り組みます。」 とあるが、項目の順位からも文面からも緊急度や重要度が感じられない。子どもたちの命を守るという視点で、最優先に考えていただきたい。 また、施設の安全維持にかかる修繕費などが年々抑制されているので、そこも改善していただきたい。	③	学校で学ぶ児童生徒の安全を守ることは、最も優先されることと認識しており、県立学校では、これまで校舎の耐震化や屋内運動場等の天井等落下防止対策の取組を進めてきました。今後は、校舎の老朽化への対策を計画的に進め、より一層の安全対策を進めていきたいと考えています。 また、施設の安全維持に係る予算の配分については、全体の予算編成過程の中で具体的に議論していくことになりますが、施設の安全維持の予算について、引き続き効果的な執行を行っていきます。

意 見 番 号	該当箇所		中間案に対するご意見概要	対 応 区 分	ご意見概要に対する考え方
	該当箇所	ペ ー ジ			
110	4 教育施策 7 地域との協働と信頼される学校づくり	p27 ～28	<p>子どもたちの多様な学びと育ちを支えるため、地域とともにある学校づくりを推進する必要があるのは基本的な考え方の通りではあるが、持続可能な地域社会にも目を向けた学校づくりについても求められている。地域との協働や地域の持続可能といった側面からも「地域に学校がある」ことの重要さがあると思う。もちろん、修学面においても地域によって学校の選択肢が著しく異なることのないようにしなくてはならないわけであり、「地域に学校がある」ことの重要さについてしっかりと触れ、支援してほしい。</p> <p>また、学校経営について経営基盤を強化できる制度の取り組みを進めてほしい。地域連携した学校運営ができる制度の導入についても明示してほしい。</p>	②	<p>コミュニティ・スクールについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成29年3月に改正され、各教育委員会に、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会の設置が努力義務化されました。</p> <p>学校運営協議会を設置することで、学校・家庭・地域で課題やビジョンを共有し、地域で子どもたちを育む仕組みが確立するとともに、地域と連携した学校運営が実現するものとなります。</p> <p>県としましては、大綱に示したコミュニティ・スクールの仕組みを活用した学校運営の促進を通じて、「持続可能な地域社会にも目を向けた学校づくり」、「地域と連携した学校運営」等の実現を図っていきます。</p>
111	4 教育施策 7 地域との協働と信頼される学校づくり	p27 ～28	何故ここには地域課題解決型キャリア教育などの取組が再掲されていないのか。教育施策4の8、12、16、17を再掲すべきである。	③	<p>教育施策4の「主な取組内容」8、12、16、17については、変化が激しく予測困難な社会にあっても、子どもたちに豊かな未来を創っていく力を育む取組を記述したものです。</p> <p>一方、教育施策7は、教育施策3から5を支える土台として、保護者・地域の方々と学校が一体となった教育活動の推進に係る取組等を、学校づくり・環境整備の視点から記述しているところです。</p>
112	4 教育施策 7 地域との協働と信頼される学校づくり 主な取組内容7	p28	子どもの数は統計があり、10数年先まで推移が分かっている状況だと思います。早い段階から長期的視野で、その地域での高等学校の望ましい規模、あり方をどう考え進めていくのか、方向性をしっかりと示してほしいです。毎年どうなるのかということを気にしながらでは、進路選択等もしっかり考えることができません。	③	県立高等学校の規模や配置、学科のあり方については、今後、中学校卒業者数の減少が見込まれるなかにおいても、各学校が活力ある教育活動を実践し生徒の社会性を育む場であり続けられるよう、生徒一人ひとりの学習ニーズに応えるなど学校の魅力を高めるとともに、地域の状況や学校の果たす役割、学校の特色等に配慮しつつ、総合的に考えていく必要があると考えています。

意見番号	該当箇所		中間案に対するご意見概要	対応区分	ご意見概要に対する考え方
	該当箇所	ページ			
113	4 教育施策 7 地域との協働と信頼される学校づくり 主な取組内容12	p28	<p>いよいよ来年度から、年360時間、月45時間の上限規制が始まります。各校において、「働き方」改革の動き～特に教職員の意識改革～、がみられる状況です。行政からも人的配置をふくめ、業務削減につながる具体的な施策も始まっています。</p> <p>しかし、これらの取組をおこなっても、ほとんどの業務が減っていない以上、成果は一定の段階でとまるることは容易に想像できます。また、「働き方」改革の推進のための業務(例えば、業務アシスタントの雇用にかかわる業務)が増えていることも事実です。</p> <p>それぞれの現場が、真に意欲的に教育に取り組む環境になるよう事務手続きも含め、抜本的な業務の精選をはかってください。</p>	③	<p>県は、これまで、主催する調査・会議等の削減・縮減等、学校における業務の削減に取り組んできました。</p> <p>また、事務負担軽減のためのスクール・サポート・スタッフや、専門的な知識を有するスタッフとして部活動指導員の配置を進めてきました。</p> <p>今後も、教職員の業務負担を軽減し、意欲的に業務に取り組める職場環境づくりを進めています。</p>
114	4 教育施策 8 地域の未来と若者の活躍に向けた高等教育機関の充実	p29～30	教育大綱に掲載されているのを理由として、この部分の審議に時間を割きすぎではないか。	④	<p>三重県では、人づくり施策について、学校教育よりもさらに時間軸の広がりが大きいものであり、人の人生を連続性の中でとらえた一貫したことのすべきであると考えています。</p> <p>このため、次期の「三重県教育施策大綱」においても引き続き、家庭教育、子育て支援や、産業人材の育成など幅広い施策について記述しています。また、大学等の高等教育機関の充実についても、大綱を構成する重要な施策の一つと考え、三重県総合教育会議における議論の対象としています。</p>
115	4 教育施策 9 地域の未来を創る多様な人材の育成	p31～33	この部分は、多様性と包摂性、新しい時代に向けて、といったことを、ありとあらゆる立場から審議できる機会であったにもかかわらず、審議が十分なされていないのではないか。	④	<p>教育施策9については、地域の実情や社会の変化に合わせた様々なニーズへの対応を重視した施策として、その基本的な取組方向と主な取組内容を示しています。</p> <p>次期「三重県教育施策大綱」の策定にあたっては、三重県知事と三重県教育委員会で構成する三重県総合教育会議で当該施策内容も含めて協議を行っており、その協議結果をふまえたものとなっています。</p>
116	4 教育施策 10 あらゆる世代の誰もがいつでも学び挑戦し、活躍できる社会づくり	p34～36	取組内容の9と10があれば、6と7は不要と考える。女性の対策に偏っていないか。	④	性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などに関わらず、あらゆる世代の誰もがいつでも学び、生き生きと活躍し続け、人生を豊かに生きることができる全世代・全員活躍社会の実現について基本方針(5)において示しており、その方針に沿って教育施策10の中でその実現に向けた取組を記述しています。

意 見 番 号	該当箇所		中間案に対するご意見概要	対 応 区 分	ご意見概要に対する考え方
	該当箇所	ペ ー ジ			
117	4 教育施策 10 あらゆる世代の誰もがいつでも学び挑戦し、活躍できる社会づくり 主な取組内容7	p34	女性活躍社会をめざし、三重県でもプランが策定されていることについて、県民として支持している。それを一層県内に広めるとともに、教育の場においても、取り組みを推進していくべきと考える。 社会組織において、女性自ら自身の力を過小評価してしまう現状があり、またいまだに男性優位の環境や意識は根強くある。家庭内役割分担意識の改善、男性育休取得率の向上がなかなか見られないのが、それを物語っていると考える。これらの県の現状を払しょくするためにも、教育における男女参画・女性活躍社会学習は大変重要になる。県が強い指針を示し、各地方公共団体に働きかけ、男女参画教育を実施していくことを望み、教育施策大綱に反映していっていただきたいと切に願う。	③	働く場における女性活躍の推進については、「第2次三重県男女共同参画基本計画(改定版)」を女性活躍推進法に基づく推進計画に位置づけるとともに、各部局による取組を毎年度「三重県男女共同参画年次報告書」に取りまとめ、県のホームページで公表するほか、市町および関係団体等への周知を行っています。引き続き、上記計画および県の取組について、周知を図っていきます。 高等学校の家庭科の目標において、「…男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる。」とあり、男女が協力して家庭を築いていくことを認識させ、家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てることが示されています。このことを踏まえ、各学校では、男女共同参画の推進に向けた取組を実施しております。 今後も、生徒の状況や学校の特色を踏まえ、取組を推進していきます。
118	4 教育施策 10 あらゆる世代の誰もがいつでも学び挑戦し、活躍できる社会づくり 主な取組内容7, 9	p34～35	女性が生涯働いていけるような学校現場での教育や社会への啓発を具体的にあげるべきではないか。	②	三重県教育施策大綱は、三重の人づくりにおける教育の基本的な方針や重点的に講じる施策を示すもの位置づけています。 女性が働きやすい環境整備に向けた社会への啓発については、主な取組内容6における「トップおよび男性の意識改革」、「働く女性のモチベーション向上」、「女性が活躍できる職場環境づくり」の3本柱に沿った取組の中で行っていますが、個々の具体的な取組については、各個別計画等において定めることとしているところです。 三重県では、「男女共同参画社会基本法」の趣旨をふまえ、平成12年に「三重県男女共同参画推進条例」を制定し、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、取組を進めています。 県では、旧来の「男性の職業」「女性の職業」といった固定的な考え方によらず、一人ひとりの希望と個性、能力に応じた職業選択ができる力を育てるための機会のひとつとして、「働くルールブック」や三重労働局が実施する労働関係法規等に関する出前講座等の活用を高等学校に働きかけています。また、高等学校では、男女の雇用機会の均等や共同参画社会づくり等の学習に取り組んでいるところであります、今後も、生徒の実状や学校の特色を踏まえ、取組を推進していきます。

意見番号	該当箇所		中間案に対するご意見概要	対応区分	ご意見概要に対する考え方
	該当箇所	ページ			
119	5「教育への県民力の結集」に向けて (2)「家庭」の役割	p37	貧困に起因する「家庭」が役割を果たすことが難しい子どもが増えているなか強く「家庭」に役割を求めすぎていると感じる。学力や学校生活の中での活動の保障ができるような施策をとっていくべきだ。	③	<p>貧困をはじめとして、様々な困難を抱える家庭があることは認識しており、ここでは子どもの教育を進めるためには、県民の力を結集し、学校、家庭、地域が連携して社会総がかりで取り組むことが必要であるとの趣旨で記述しています。</p> <p>子どもの自立を促し、人格の形成を担う家庭教育は、まさに「教育の原点」であり、保護者は、子どもの心身の調和のとれた発達を図る重要な役割を担っています。</p> <p>しかし、家庭・家族のありようは多様化し教育に不安を感じる保護者、虐待や貧困といった困難な課題を抱える家庭が増加しているなか、これまで行われてきた家庭教育を応援する取組を更に進めるとともに、家庭を取り巻く地域・学校等・企業・行政などが一体となって県民力を結集し、社会総がかりで多様な家庭を支えていくことが大切です。</p> <p>本項目においても、その点をふまえ、学校との連携を深め教育効果を相乗的に高める方向性を示しているところです。</p>
120	5「教育への県民力の結集」に向けて 【県と市町との役割分担】 ○市町の役割	p38	県内公立小中学校の不祥事で市教育長が謝罪会見をしているのを見たことが無い。いつも県教育長である。それで説明責任を果たしたことになるのか。	④	県教育委員会において、小中学校の教職員についても任命権者として処分を行うとともに、事案を公表し、県民の皆様への説明を行っているところです。
121	5「教育への県民力の結集」に向けて 【県と市町との役割分担】 ○市町の役割	p38	市町の役割として、成果だけでなく、課題やその手立てについても、市民へ説明責任があるのではないか。	①	ご意見をふまえ、記述を修正します。